

自治体デジタル・トランスフォーメーション
(DX) 推進計画
【第 5.0 版】

総務省

2025 年（令和 7 年）12 月 17 日

目次

1.	はじめに	2
1.1	自治体における DX 推進の意義	2
1.2	本計画の趣旨	4
1.3	自治体の主な取組スケジュール	5
2.	各自治体において DX を進める前提となる考え方	6
(1)	BPR の取組の徹底	8
(2)	自治体におけるシステム整備の考え方	9
(3)	オープンデータの推進・官民データ活用の推進	11
3.	自治体における DX の推進体制の構築	14
(1)	組織体制の整備	14
(2)	デジタル人材の確保・育成	18
(3)	計画的な取組	23
(4)	都道府県と市区町村の連携による推進体制の構築	24
4.	取組事項	28
4.1	自治体 DX の重点取組事項	29
(1)	自治体フロントヤード改革の推進	29
(2)	地方公共団体情報システムの標準化	37
(3)	「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進	43
(4)	公金収納における eL-QR の活用	51
(5)	マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	54
(6)	セキュリティ対策の徹底	58
(7)	自治体の AI の利用推進	60
(8)	テレワークの推進 13F12F	63
4.2	自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組	66
(1)	デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	66
(2)	デジタルデバйд対策	68
(3)	デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	71
5.	おわりに	76
別紙 1	自治体 DX の重点取組事項等に係る取組状況	77
別紙 2	主な取組スケジュール	86

1. はじめに

1.1 自治体における DX 推進の意義

2021 年（令和 3 年）5 月に、「デジタル社会形成基本法」、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を含めた「デジタル改革関連法」が成立・公布され、デジタル社会形成基本法において、「地方公共団体は、基本理念（注：同法第 2 章に定めるデジタル社会の形成についての基本理念）にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を活かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第 14 条）こととされた。

2021 年（令和 3 年）以降、毎年度、デジタル社会形成基本法第 39 条第 1 項等に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）が閣議決定され、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げている。このような社会を目指すことは、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のデジタル・トランスフォーメーション（DX¹）を推進する意義は大きい。

自治体においては、まずは、今後急速な人口減少が見込まれる中、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していくために、業務の見直しと並行して、

- ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、
- ・デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、職員の負担軽減とあわせて、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく

ことが求められるとともに、DX を推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要となる。

さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによ

¹ Digital Transformation の略（「trans」には「cross」の意義があり、「cross」は「X」と表現されることから、DX と略記される。）。ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面により良い方向に変化させること。

って、EBPM² 等により自らの行政の効率化・高度化を図ることが可能となる。加えて、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることにより、我が国の持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化にも繋がっていくことが期待される。

また、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、自治体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを法律において規定した上で統合後の法律を個人情報保護委員会が所管する仕組みとすることとする法律が2021年（令和3年）の通常国会にて成立し、自治体の関連規定については、2023年（令和5年）4月から施行されている。個人情報保護に関する法律の一元化等を通じて制度面でのデータの流通基盤が整備されれば、本計画における地方公共団体情報システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの普及促進・利用の推進と相まって、自治体におけるデータ活用の可能性が拡大することも認識すべきである。

一方、第33次地方制度調査会における「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（2023年（令和5年）12月21日）」において指摘されているとおり、新型コロナウイルスによる感染症危機への我が国の対応に関しては、当初、国や自治体、民間企業を含め、各種手続や業務運営でデジタル技術を十分に活用できず、迅速で柔軟な取組を行うことができなかった。その後、全国の感染状況の把握、ワクチン接種情報の管理、アプリによる健康観察など様々な形でデジタル技術の積極的な活用が進められるようになり、また、人と人との対面での接触が制限される中で、経済、医療、教育をはじめ、様々な分野でデジタル技術の活用の可能性が広く認識されるに至った。さらに、生成AI技術が、これまで人間が優位性を発揮してきた創造的な活動の領域で用いられ、新たな利便性や付加価値を生む可能性も期待されているなど、社会全体のDXは一層加速化し、行政サービスのあり方を大きく変えることが期待されている。

同答申を踏まえ、2024年（令和6年）の通常国会において「地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）」が成立し、新たに

- ・ 地方公共団体は、事務の種類・内容に応じ、情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体又は国と協力し、その利用の最適化を図るよう努めることとする
- ・ 地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講

² EBPM：Evidence-Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと

じることとする。総務大臣は、当該方針の策定等について指針を示すこととする

旨、地方自治法に規定されることとなった。本改正により、これまでの地方自治を基盤としつつ、事務の種類に応じて、他の自治体や国等と連携・協力し、デジタル技術を最適化された形で効果的に活用することや、今後、国・自治体等のネットワークを通じた相互接続がますます進展する中で、自治体のサイバーセキュリティ対策の実効性を担保する方向性が示された。

加えて、2023 年（令和 5 年）10 月に、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現することを目的としてデジタル行財政改革会議が設置された。

2024 年（令和 6 年）6 月には、同会議においてこれまでのデジタル行財政改革の取組と成果が「デジタル行財政改革取りまとめ 2024（2024 年（令和 6 年）6 月 18 日）」としてとりまとめられた。これと合わせて、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（同日）」が公表され、システムは共通化・政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政、規模の経済やコストの可視化及び調達の共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政などを実現するための共通化の取組を進めることとされている。

このように、新たなデジタル技術が日々進展している状況を自治体においても注視し、各自治体それぞれの地域課題に応じた DX 推進の取組へ活かすことができるか検討していく必要がある。

1.2 本計画の趣旨

政府においては、利用者起点で行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤の在り方を含め、抜本的な改善を図るとされ、重点計画においても、自治体に関連する施策も多く盛り込まれたところである。こうした住民と行政との接点（フロントヤード）の多様化・充実化や地方公共団体情報システムの標準化、共通化等の推進といった自治体における施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。

さらに、デジタル社会形成基本法においては、「国は、（中略）デジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第 13 条）こととされ、また、「国及び地方公共団体は、デジタ

ル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない」（第 15 条）こととされている。

このため、総務省は、国と自治体との連絡調整に関することを所掌する観点から、重点計画等における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体 DX 推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていく。これについて、重点的に取り組むべき事項等についての全国的な進捗状況を別紙 1 においてとりまとめているところである。あわせて、自治体ごとの進捗状況をダッシュボード化（「見える化」）することにより、課題の迅速な把握等による自治体 DX の取組の更なる加速化を図っていく。

なお、本計画に記載された自治体の取組に関する内容については、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である。

1.3 自治体の主な取組スケジュール

本計画は、国の動向を反映させるよう適宜見直しを行う。その上で、自治体が、本計画を踏まえて、着実に DX 推進に取り組めるよう、別紙 2 において、自治体 DX の重点取組事項について、5 年間を目途に自治体の主な取組スケジュールを設定し、毎年度更新する。

2. 各自治体において DX を進める前提となる考え方

第 33 次地方制度調査会における「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（2023 年（令和 5 年）12 月 21 日）」において指摘されており、急速な人口減少によって、人材不足が深刻化するなど、経営資源が制約される中で、地方公共団体が職員等のリソースを創意工夫を要する業務にシフトさせ、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していくためには、デジタル技術を活用し、地方公共団体と住民との接点や内部事務、意思形成における業務改革を飛躍的に進める必要がある。

自治体 DX を総合的に推進するためには、フロントヤード（住民との接点）のデジタル化とバックヤード（内部事務）のデジタル化に一体的に取り組むことにより、住民サービスの高度化の視点に加え、窓口対応等の効率化により、創意工夫を要する業務のために人員配置の最適化を実現するという視点、さらに、データを活用した意思形成につなげていく視点が重要である。

自治体が具体的に取り組むべき事項の詳細は、「3.」以降に示すように多岐にわたるが、それぞれの相互の関連性を意識し、業務全体の最適化を目指すべきである。本計画を参考に、各自治体において、デジタル技術の進展等に柔軟に対応しつつ、一定の将来見通しを持って、計画的に取り組むことが重要である。

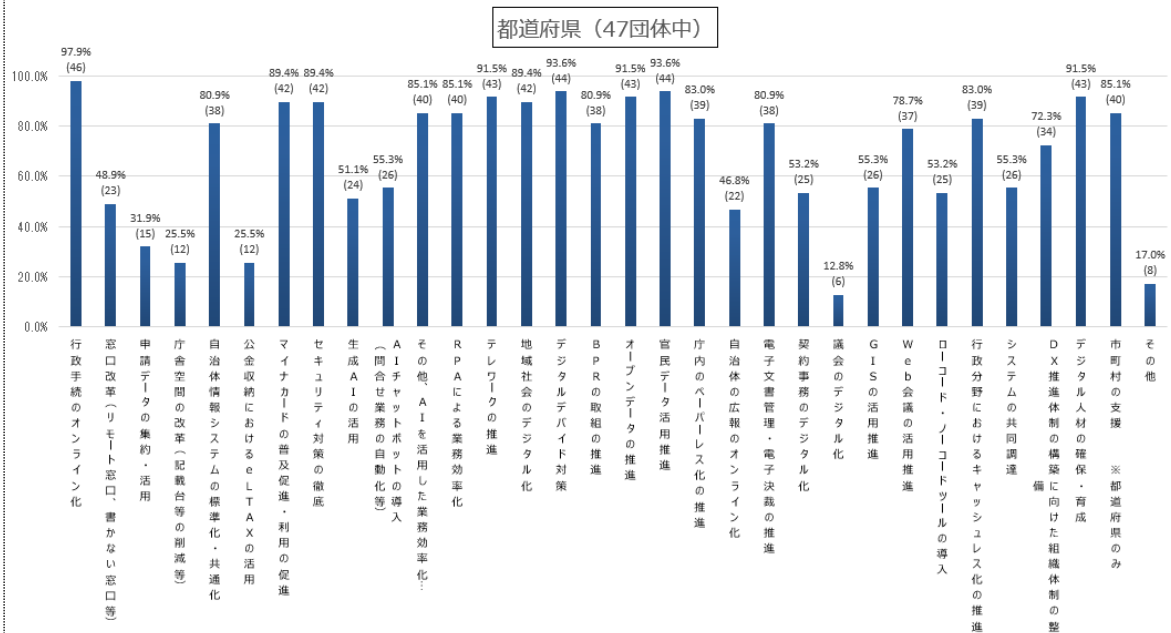
自治体における DX 推進のための取組状況は、以下の通りであり、「3.」以降に示す取組以外に、BPR の取組、オープンデータの推進・官民データ活用推進、ペーパーレス化、キャッシュレス化の推進などは多くの自治体で行われている。

自治体 DX の取組は、地域の実情や課題、住民ニーズに応じ、自主的・主体的に取り組まれるべきものであり、単に他自治体の事業をそのまま模倣して導入するのではなく、他自治体の取組も参考にしつつ、どのような取組が自団体において必要か積極的に検討していただきたい。

【自治体における DX 推進のための取組の状況】

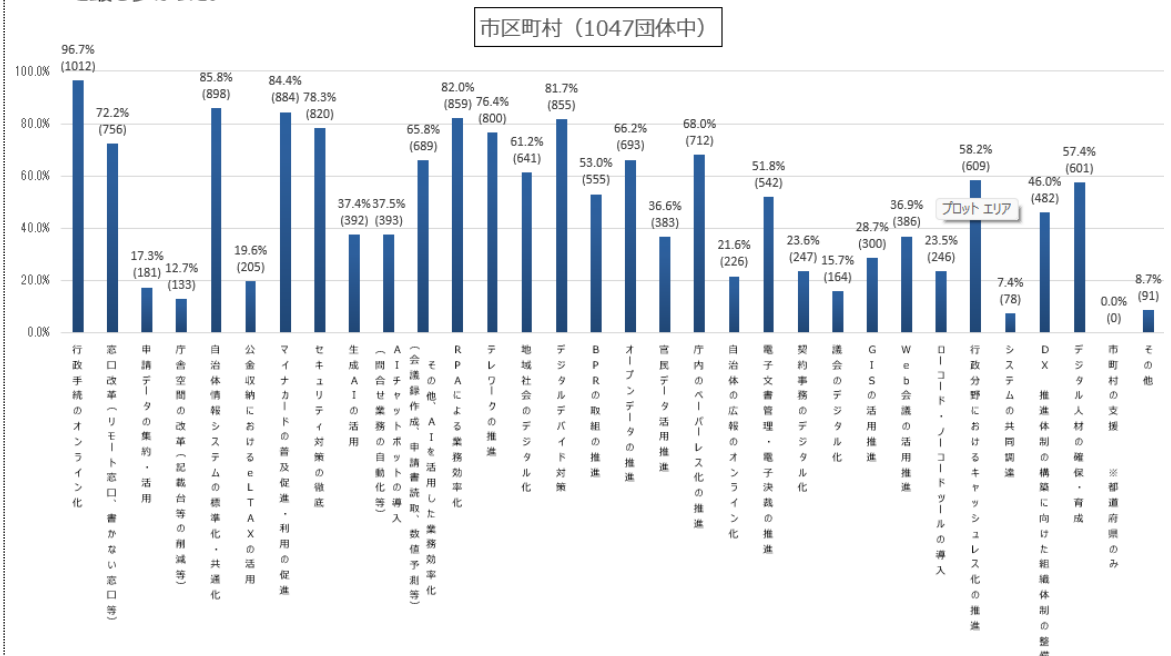
2 DXを推進するための全体方針において掲げている事項（複数回答）

全体方針において掲げている事項は、都道府県では「行政手続のオンライン化」が46団体（97.9%）と最も多かった。



2 DXを推進するための全体方針において掲げている事項（複数回答）

全体方針において掲げている事項は、市区町村では「行政手続のオンライン化」が1,012団体（96.7%）と最も多かった。



(1)BPR の取組の徹底

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2025 年(令和 7 年) 6 月 13 日閣議決定) 抜粋

第 1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

5. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

(2) 業務改革(BPR)の必要性

デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革(BPR)に取り組む必要がある。

業務改革(BPR)の実施に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(2021 年(令和 3 年) 12 月 24 日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)に定めるサービス設計 12 箇条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。

第 1 条 利用者のニーズから出発する

第 2 条 事実を詳細に把握する

第 3 条 エンドツーエンドで考える

第 4 条 全ての関係者に気を配る

第 5 条 サービスはシンプルにする

第 6 条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

第 7 条 利用者の日常体験に溶け込む

第 8 条 自分で作りすぎない

第 9 条 オープンにサービスを作る

第 10 条 何度も繰り返す

第 11 条 一遍にやらず、一貫してやる

第 12 条 情報システムではなくサービスを作る

自治体 DX を進めるに際しては、既存の行政手続を前提とするのではなく、業務内容や業務プロセス等を抜本的に見直し、再構築するいわゆる BPR の取組を行うことが重要である。重点計画においても、「デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革(BPR)に取り組む必要がある。」とされている。また、業務改革(BPR)の実施に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(2021 年(令和 3 年) 12 月 24 日デジタル大臣決定)に定めるサービス設計 12 箇条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討されたい。

業務改革(BPR)を進めるに当たっては、既存の業務プロセスを分析し、無駄を

排除し、業務の流れをスムーズにするための新たな制度・体制・手法を提案することが重要である。また、法令に基づく行政手続だけではなく、条例又は規則に基づく行政手続も、住民の利便性向上及び業務効率化の観点から見直すとともに、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化やバックオフィスを含めたデジタル化、窓口の見直し（対面手続において紙に書くことを求めない、いわゆる「書かないワンストップ窓口」への変更等）を含めた取組が期待される。

また、利用者目線で業務フローを改善することに加え、例えばオンライン申請後のバックヤード処理の効率化を行うなど、職員の業務負荷軽減を図ることが大切である。これにより、住民の利便性向上と職員の働きやすさの両方を実現することが可能である。このような取組により、より前向きに BPR に取り組む姿勢を維持することができる。

あわせて、BPR を検討する最初の段階において、現状分析の一環として業務量等の調査を行い、取組前と後で比較が可能な数値を把握しておくことで、DX の取組の前後での住民利便性向上や業務効率化の評価を行うことができ、データに基づく行政経営を進めることが期待される。

(2)自治体におけるシステム整備の考え方

人口減少社会を前提とすれば、約 1,800 の自治体がそれぞれ個別にアプリケーションを整備していくことは必ずしも持続可能とは言えず、自治体の間で業務の共通性の高いアプリケーションについては、広域又は全国的な規模で共同して利用していく必要がある。

このことを踏まえ、自治体におけるシステム整備の考え方を次のとおり示す。

- ① 喫緊の課題である 20 業務に係る情報システムの標準化に引き続き注力する。
- ② 国と自治体で構成される国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において合意された業務・システムについては、共通 SaaS の導入が進められることとされている。各自治体においては、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）の趣旨を踏まえつつ、共通 SaaS の利用を推進する。
- ③ 各府省庁がプラットフォームを構築し、これに接続できるシステムの整備を求める、標準仕様書を策定したシステムの利用を求めるなどにより、自治体に統一的な取扱いを求めている業務・システムについては、各自治体においては、その趣旨を踏まえた整備・利用を推進する。
- ④ ②の対象とならない業務・システムについても、都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組んでいく。例えば、都道府県と市町村が連携した DX 推

進体制等において、既に多くの都道府県が市町村と共同調達を進めている業務システムや、RPA やビジネスチャットツール等の共通業務ツールなど、実質的に共通化が進んでいるものについては、都道府県の共同調達等により整備を進めることを検討する。

また、システムの整備に当たっては、システムを所有から利用へと転換する SaaS 利用を前提とし、その利点を最大限にいかすため、できる限りその利用規模を拡大していくことを目指す。

(3)オープンデータの推進・官民データ活用の推進

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定）抜粋

第2 重点政策一覧

○[No. 2-16] オープンデータの推進

公共データのオープン化に関する取組は、データの公開や国民が活用できるオープンデータを策定する等の一定の進展が見られるものの、生成 AI など機械処理による活用も見据えると、従来の考え方の見直しが必要。具体的には、AI 学習データとしてのオープンデータのあり方など従来の取組の再確認を進め、ソースコード等といったオープンデータの定義に基づいて公開可能なものを促進し、政府等の既存の実証事業等を参考に AI が適切に認識できる、より機械可読性の高いデータの自動生成や更新を可能とするよう、オープンデータ提供者と利用者双方の生産性を飛躍的に高めうる施策が必要。

これにより、データの利用しやすさの改善や、行政事務支援業務等における運用コストの削減等、政府が提供するデジタルサービスの開発にオープンデータが一定の貢献を担う。

具体的な目標：

行政保有データのオープン化や機械可読性を向上させるため、昨年のオープンデータ基本指針の改正を踏まえ、公共データ利用規約(PDL)の適用の推進や、自治体標準オープンデータセットの更なる見直しを進める。さらに、自治体のオープンデータも e-Gov データポータルサービスで検索可能となるよう、自治体とのメタデータ連携実施に向けた取組を進めるほか、オープンデータ提供者に対して理解浸透や負担軽減に向けた方策を検討する。

主担当府省庁：デジタル庁

◆「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定、2024 年（令和 6 年）7 月 5 日改正）抜粋

6. 地方公共団体、独立行政法人、事業者におけるオープンデータの取組

(1) 地方公共団体

官民データ法第 11 条第 1 項では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、官民データ法の趣旨及び本基本指針を踏まえてオープンデータを推進する

ことが求められる。

推進に際しては、国や地方公共団体が公開するデータを横断的に活用することができるよう、標準的な形式及びルールに基づいた公開に努めることが望ましい。

また、複数団体が共同でオープンデータポータルサイトを立ち上げるといった取組も有効である。

政府は、オープンデータに関する専門家等の派遣、地方公共団体において特に公開が望まれる分野やデータ項目の提示、先進的な取組事例集や手引き等の提供、人材育成ツールの提供などを通じ、地方公共団体におけるオープンデータの取組を積極的に支援する。

◆「地方創生 2.0 基本構想」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定）抜粋

第 3 章 地方創生 2.0 の起動

4. 各主体が果たす役割

（1）国の役割

②情報支援・デジタルツールの整備

i. RESAS、RAIDA による情報支援の強化

規模の小さな地方公共団体も含めて多様な地域の担い手が、地方創生に関する議論や取組にデータを利活用できるよう、情報支援を強化する。具体的には、RESAS について、利用者の声を踏まえた掲載データや機能の高度化、利便性の向上等を進めるとともに、RESAS を活用した学生・一般向け政策アイデアコンテストの開催、地域における研修等の実施などきめ細かな普及促進策に取り組む。また、RAIDA についても、地方公共団体が主体的にエビデンスに基づく政策立案（EBPM）を推進することができるよう、地域におけるデータ分析、効果的なデジタル実装施策等の政策の企画立案・効果検証等を支援する機能を充実させる。あわせて、ダッシュボードやチャート等により地方公共団体の各種指標や分析を比較可能な形で可視化する取組を進める。

オープンデータについては、デジタル庁では令和 6 年度に改正した「オープンデータ基本指針」においては、自治体向けに作成されていた「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」の趣旨を本基本指針に反映することによって類似文書を整理し一本化するとともに、ウェブサイトで公開している情報を個別の許諾なく二次利用できる「政府標準利用規約」を、自治体でも利用できるよう「公共データ利用規約」として改正し、その適用を推奨している。また、「自治体標準オープンデータセット」として自治体の取組状況に応じて公開が望ましいデータを選べるようにしているなど、利用者がより利活用しやすい形で自治体のオープンデータに係る環境の整備を実施していることから、デジタル庁の最新の動向等

も踏まえつつ、取組の参考とされたい。

なお、オープンデータ等を活用した EBPM の促進に関する取組や、各自治体の保有するデータを活用したデータドリブンな行政運営に取り組んでいる自治体もあり、取組の参考とされたい。

3. 自治体における DX の推進体制の構築

「4. 取組事項」にて示す DX 推進のために自治体に取り組むべき事項を着実に実施するためには、以下の取組を実施し、DX 推進体制の構築に取り組むことが望ましい。

【DX 推進体制の構築に向けた取組内容】

- (1) 組織体制の整備
- (2) デジタル人材の確保・育成
- (3) 計画的な取組
- (4) 都道府県と市区町村の連携による推進体制の構築

(1)組織体制の整備

限られた予算の中、組織の壁を越えて、全体最適化の見地から住民と行政の接点（フロントヤード）の多様化・充実化や地方公共団体情報システムの標準化、共通化等の自治体における DX を推進するためには、効果的な推進体制の構築が不可欠である。

今回の DX の取組は、極めて多くの業務に関係する取組を行おうとするものであることから、以下の役割を参考として、全庁的・横断的な推進体制とする必要がある。具体的な取組に先んじて、速やかに体制整備に着手することが望まれる。

[首長]

DX の推進に当たっては、仕事の仕方、組織・人事の仕組み、組織文化・風土そのものの変革も必要となる中、首長自らがこれらの変革に強いコミットメントを持って取り組む。

[CIO 等]

首長の理解とリーダーシップの下、最高情報統括責任者（CIO:Chief Information Officer）等を中心とする全庁的な DX 推進体制を整備する。CIO 等は、言わば庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部門間の調整に力を発揮することができるよう、副市長等であることが望ましい。

[CAIO]

AI 分野については、AI の利活用・リスク管理における責任者を明確にする必要

があることから、CIO 等の役割のうち、AI 分野に係る役割を担う AI 統括責任者（CAIO:Chief AI Officer）を設置することも考えられる。CAIO を設置する場合は、組織全体の責任者という位置づけであるため、CIO 等が CAIO を兼務することも考えられる。

[CISO]

最高情報セキュリティ責任者（CISO:Chief Information Security Officer）の設置など情報セキュリティ対策に取り組む体制の確実な整備も重要であり、CISO をはじめとした情報セキュリティ部門と連携して、情報セキュリティ対策を確実に実施する必要がある。

なお、小規模自治体等において CISO を設置する場合には、CIO 等や情報政策担当部長と兼務とすることも考えられる。

[CIO 補佐官等³]

CIO 等を補佐する体制を強化するため、CIO 補佐官等の任用などの取組を進める。

また、CIO 等のマネジメントを専門的知見から補佐する CIO 補佐官等については、外部人材の活用を積極的に検討する。

特に、CAIO を設置する場合、AI の利活用・リスク管理について専門的知見が必要となることから、CAIO のマネジメントを専門的知見から補佐する CAIO 補佐官の設置が考えられる。現在、情報政策全般に関する助言・支援を担う CIO 補佐官を設置している自治体においても、AI に関する専門的知見や実務経験を有していない場合には、その者とは別に新たに CAIO 補佐官を設置していく必要があると考えられる。

[DX 推進・行政改革担当部門]

DX 推進・行政改革担当部門は、積極的にデジタル技術やデータを活用して自治体行政を変革していく DX の司令塔として、企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個々の DX の取組の進捗管理等を行い、DX を円滑かつ強力に推進していく。

[情報政策担当部門]

情報政策担当部門は、自団体の保有する情報資産や情報関係予算を一元的に把握

³ CIO 補佐官等とは、DX 推進のマネジメントを担う CIO 等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称が CIO 補佐官に限られるものではない。

し、重複投資の排除や情報システムの全体最適化に役立てる。

[法令・財政担当部門]

法令・財政担当部門は、自治体 DX の必要性を十分に認識し、管理部門として、CIO 等、DX 推進・行政改革担当部門と連携強化を図る。なお、DX を進める上ではサービス開発・デジタル技術に必要な予算の確保が重要な要素になってくることから、特に財政担当部門においては、上記を含む関連部署と緊密に連携を図っていく必要がある。

[人材育成・人事担当部門]

人材育成・人事担当部門は、「人材育成・確保基本方針策定指針」（2023 年（令和 5 年）12 月）等を踏まえ、現在の職員のデジタルスキル等を把握したうえで、将来的な業務量や配置必要数を見込み、外部人材の確保の必要性及び任用形態の検討、既存職員による育成の目標人数の設定や職員全体の研修計画との整理を行うなど、DX 推進担当部門との緊密な連携のもと、デジタル人材の確保・育成に係る方針を策定する。策定した方針に基づき、計画的な人材確保・育成に取り組む。

[業務担当部門（特に窓口担当部門）]

DX は、業務改革の契機であることを踏まえ、DX の取組を通じてどのように業務を変えていくのかという観点から、「DX 推進リーダー⁴」をはじめとした変革の中核となる職員を中心に、主体性を持って DX 推進に参画する。

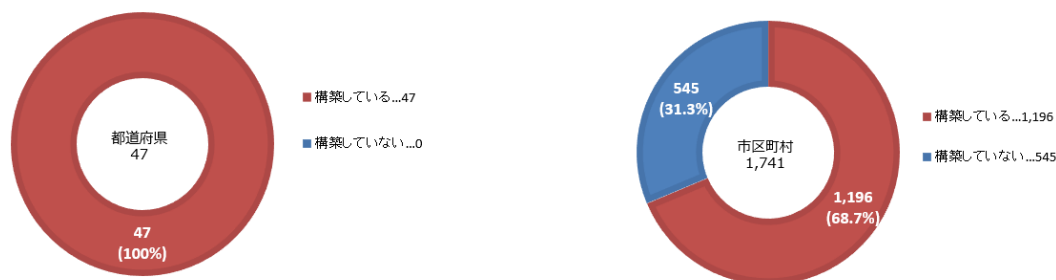
⁴ 一般行政職員の中でも、デジタル分野における専門知識を身につけ、一般行政職員や高度専門人材と連携し、中核となって実務をとりまとめることができる職員。デジタルツールを「活用できる」・要件を整理し「発注できる」人材が想定される。組織内の DX 推進をリードする役割を担うことができるよう、DX 推進・行政改革担当部門や、DX 推進を支える情報政策担当部門に集中的に配置するほか、業務担当部門の各課に 1 人以上の DX 推進リーダーを置くなど、必要な部署に配置されることが望ましい。

なお、各自治体における DX 推進体制の構築状況は、以下のとおりである（別紙 1 も参照）。

【参考】DX 推進体制の構築状況

※ 3 4 DXを推進するための全庁的・横断的な推進体制の構築

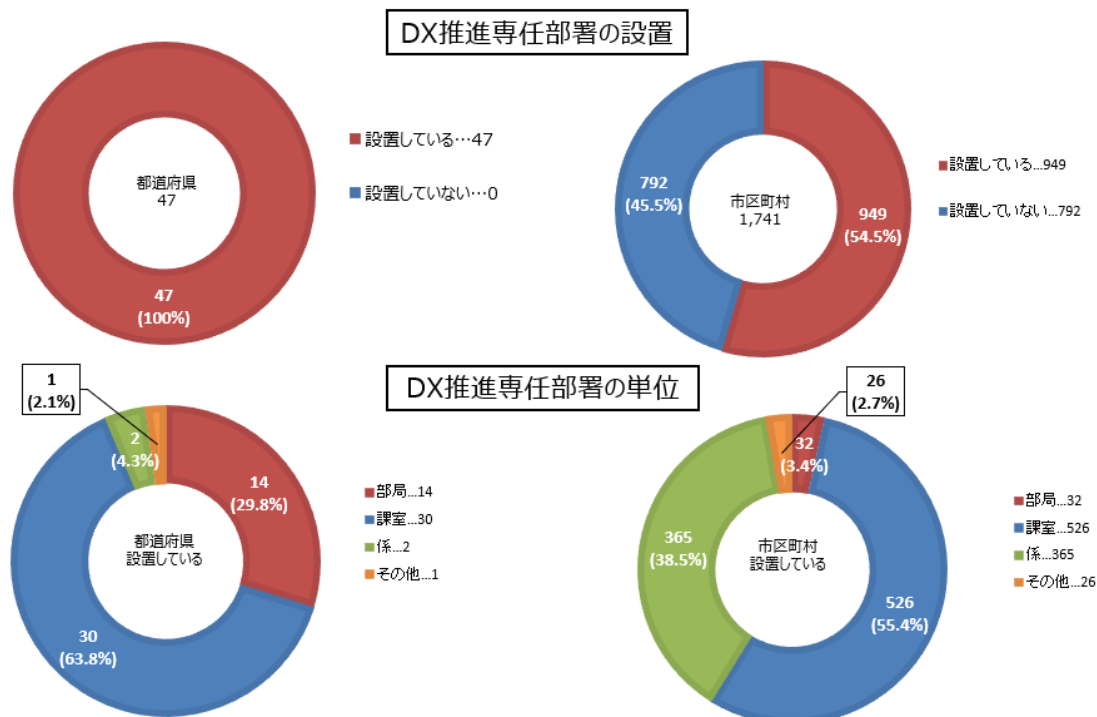
都道府県では全団体、市区町村では1,196団体（68.7%）が推進体制を構築している。



※ 3 全庁的・横断的な推進体制・・・都道府県においては知事や副知事等、市区町村においては市区町村長や副市区町村長等のリーダーシップや庁内マネジメントの下、各部署が連携してDXを推進する体制。（例：推進本部・連絡会議の設置等）

※ 4 5 DX推進専任部署の設置

都道府県では全団体、市区町村では949団体（54.5%）がDX推進専任部署を設置している。また、部署の単位の内訳については次のとおりである。



※ 4 DX推進専任部署・・・DX推進の企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個々のDXの取組の進捗管理等を担う部署。したがって、デジタル化推進課等が想定される。

(2) デジタル人材の確保・育成

◆「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定）抜粋

第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（5）持続可能な地方行財政基盤の強化

自治体 D X について、定量的効果を把握しつつ、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」を始めとするフロントヤード改革、基幹業務システムの統一・標準化や地方税以外の公金納付への eL-QR の活用を始めとするバックヤード改革に一体的に取り組む。システムやツールの共同調達・利用の取組を後押しする。都道府県と市町村が連携した推進体制を構築し、その中で人材プール機能の確保を推進する。

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定）抜粋

第 2 重点政策一覧

○[No. 5-10] 都道府県と市町村が連携した推進体制の構築と地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の促進

・ 全ての都道府県が市町村と連携し、その中で市町村が求める D X 支援のための人材プールを構築できるよう、総務省は、都道府県による市町村支援のためのデジタル人材の確保について地方財政措置を講じるとともに、地方公共団体が計画的にデジタル人材の確保・育成に取り組めるよう伴走支援やノウハウ・優良事例等の横展開にも取り組み、各都道府県における取組状況や課題の把握に努めつつ、取組の加速化に向けて、更なる支援の充実を図る。また、総務省は、市町村における CIO 補佐官等の任用等や、地方公共団体における DX 推進リーダーの育成について地方財政措置を講じるとともに、デジタル庁など関係省庁と連携し、デジタル人材の確保や専門人材の派遣などを引き続き支援していく。

具体的な目標：

2025 年度中に全ての都道府県で市町村と連携した推進体制（デジタル人材プール機能を含む）が構築できるようにする。

主担当府省庁：総務省

(デジタル人材の確保・育成に係る方針の策定)

「3. 自治体における DX の推進体制の構築」の冒頭に記載のとおり、「4. 取組事項」にて示す DX 推進のために自治体に取り組むべき事項を着実に実施するためには、その取組を推進するための組織体制の整備や、DX の取組を担うデジタル人材の確保・育成など、DX 推進体制の構築に取り組むことが求められる。

こうした組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成は、DX の取組を推進するため、どのような組織体制のもと、どのような人材を確保・育成していくか、組織的・計画的に方針を決定した上で取り組む必要がある。また、それらに取り組むに当たっては、デジタル人材が官民間問わずひっ迫する中で、育成した職員のエンゲージメントの向上を図る手法や、外部人材を受け入れ組織力を高める手法など、デジタル人材であるか否かにかかわらず、組織全体の組織管理・人事管理に関する方針を踏まえ、検討を進めることが望ましい。そのため、庁内全体の組織体制の整備や人事管理を担う人材育成・人事担当部門の役割が特に重要であり、人材育成・人事担当部門が中心となり、DX の取組の司令塔を担い、あるべき将来像や DX 手法の検討を行う DX 推進担当部門との緊密な連携の下で、デジタル人材の確保・育成に係る方針を策定し、全庁的に取組を進めることが求められる。

こうしたことを踏まえ、総務省において、各自治体の人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改正等する際の新たな指針として、「人材育成・確保基本方針策定指針」（2023 年（令和 5 年）12 月。以下「策定指針」という。）を策定し、新たに、自団体で求められるデジタル人材像を明確化すべきことや、確保・育成すべき目標の設定など、デジタル人材の確保・育成に関する留意点を盛り込んだところである。

デジタル人材の確保・育成に係る方針を策定していない自治体においては、策定指針に示す留意点を踏まえ、人材育成・人事担当部門が中心となり、DX 推進担当部門との緊密な連携の下で、基本方針の改正等に当たって、DX 推進リーダー育成の具体的な数値目標の設定等も含め、デジタル人材の確保・育成に係る内容を盛り込むなどの方法により、令和 9 年度までに方針を策定の上、取組を進めることが求められる。

(デジタル人材の確保)

自治体における DX の推進に当たっては、策定したデジタル人材の確保・育成に係る基本方針に基づき、外部人材の活用を含め、計画的な人材確保に取り組むことが望ましい。

特に、CIO 等のマネジメントを専門的知見から補佐する CIO 補佐官等の役割が鍵となることから、ICT の知見を持った上で、全庁的な DX の機運醸成、DX の取組の計画的な進行、自治体現場の実務に即した技術の導入等について、判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要である。このような高度専門人材は、自治体内部での育成は容易ではないことに加え、デジタル分野では専門性が高度に分化していることから、内部に適切な人材がいない場合には、外部人材の活用を積極的に検討すべきである。

一方、小規模市区町村等においては、適任者が見つけれられないなどその人材確保が課題となっており、CIO 補佐官等として、外部からデジタル人材を任用等している市区町村は 2023 年（令和 5 年）4 月時点で 219 自治体⁵となっている。

自治体が CIO 補佐官等として、外部人材を任用する場合、職務の内容や量に応じて、任期付職員や特別職非常勤職員として任用することが考えられる。これらの任用形態については、いずれも、

- ・ 民間企業との雇用関係を継続し、従業員としての地位を保有したまま任用すること
- ・ 民間水準を考慮して給与を設定すること
- ・ テレワーク等を活用した柔軟な働き方を設定すること

が可能である（任期付職員については、所属する民間企業から給与その他の報酬を得てその業務に従事することは、地方公務員法第 38 条による制限を受ける。）。

なお、CIO 補佐官等に求める業務の内容や量によっては、都道府県や他の市区町村と連携し、共同で人材を確保することや、他自治体との兼務を前提とした任用も検討することが望ましい。特に、CAIO 補佐官については、AI に関する専門的知見が必要となる観点からは、一部の大都市を除けば人材確保が困難と見込まれるため、都道府県や他の市区町村と連携した人材確保を積極的に検討すること等が考えられる。

また、DX の取組を加速化する上では、CIO 補佐官等の大所高所からの助言を行う人材のみならず、具体的な取組における実務を行う人材を確保していくことも重要であり、情報職・ICT 職などデジタル人材向けの採用を実施している自治体もある。

（デジタル人材の育成）

また、自治体における DX の推進を担う職員の育成も課題となっている（DX 推進担当課室・情報政策担当課室の職員数が 0 人又は 1 人の市区町村は 189 自治体で全

⁵ 総務省：令和 5 年度「自治体 DX・情報化推進概要」集計データ

自治体の 11%⁶である。)。

各自治体が DX 推進のための人材育成に取り組むに当たっては、前述のとおり、デジタル人材の確保・育成に係る方針に基づき、中長期的な観点で、一般職員も含めた人材育成の重要性や意義、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識・能力・経験、研修体系等を設定した体系的な人材育成を行うことが望ましい。なお、育成プログラムの設計に当たっては、標準化や個人情報保護法の改正等の最新動向を踏まえる必要がある。

特に、DX を全庁的な取組とするためには、DX 推進リーダーの存在が重要であることから、各自治体において、一般行政職員のデジタルリテラシー向上だけでなく、DX 推進リーダーの育成にも積極的に取り組むことが求められる。

DX 推進リーダーの育成に当たっては、DX 推進・行政改革担当部門等でデジタルに関する知識・技能を身に付けさせるだけでなく、業務担当部門の業務を経験させることで、実務担当課とデジタル企業や高度専門人材とを橋渡しし、変革を主導できる人材となるよう育成することが重要である。業務担当部門の業務に精通した実務担当課職員を指定し、育成することも考えられる。

その他、一般行政職員のリテラシー向上のため、IT パスポートをはじめとした IT 関連資格取得を支援することも考えられる。また、管理職等向けの意識改革のための研修や、各担当職員向けの DX に伴う課題理解や分析、解決策検討等の業務に活かせるような実践的な研修を、職員研修の中に職層別研修として位置づけるなど、悉皆研修と選択別研修を効果的に組み合わせることにより、各自治体の創意工夫を活かした職員育成の取組が期待される。

なお、各自治体個別の取組では効果的な人材育成が困難な場合には、都道府県や他の市区町村と連携し、共同で人材育成を行うことも検討することが望ましい。

(都道府県等との連携)

デジタル人材の確保・育成に係る方針を策定し、自団体において人材確保・育成の取組を推進することが基本となるが、デジタル人材の確保等に関しては、官民を問わず人材が不足していることに加え、特に小規模自治体については、人材の確保・育成において、困難な状況である。

このような状況を踏まえ、都道府県が管内市区町村と連携した DX 推進体制を構築し、その中で、「自治体 DX アクセラレータ」(以下、「アクセラレータ」という。)を中心に、市町村支援のためのデジタル専門人材のプール機能を確保する取組が進

⁶ 総務省：令和 6 年度「自治体 DX・情報化推進概要」集計データ

みつつある。市町村においても、都道府県と連携しつつ、人材確保・育成策を各自治体で検討していくことが望ましい。なお、具体的な内容については、(4)にて詳述する。

【国の主な支援策等】

(デジタル人材の確保)

- ① 市町村が CIO 補佐官等として、外部人材の任用等（特別職非常勤職員として任用する場合及び外部に業務委託する場合）を行うための経費及び募集に要する経費について所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.7））を講じる。【総務省】
- ② 自治体における外部人材の募集情報を収集の上、総務省ウェブサイトで公表し、自治体におけるデジタル人材採用の取組を後押しする。【総務省】
- ③ 都市部に所在する企業の社員等を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る地域活性化起業人制度に関して、ICT 分野に従事する人材（デジタル人材）の派遣元企業に対する負担金など起業人の受け入れの期間中に要する経費等について、所要の財政措置を講じる。【総務省】
- ④ デジタルを活用した地域課題解決に取り組もうとする自治体と、地域の DX に知見と実績を有している民間企業のデジタル専門人材等のマッチングを支援する。【内閣官房・内閣府】
- ⑤ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業である「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、地方公共団体の DX に係るアドバイザーの派遣を行う。【総務省】
- ⑥ 都道府県・市区町村の連携による広域的な人材確保や民間事業者との連携による人材確保の取組等について、総務省で情報収集を行い、「自治体 DX 推進参考事例集」、「外部デジタル人材の確保ガイドブック」として情報提供を行うとともに、デジタル人材の確保・育成に係る方針の策定に資する情報提供を行う。【総務省】

(デジタル人材の育成)

- ① 自治体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX 推進リーダー）の育成に係る経費（研修に要する経費、民間講座の受講料、専門的な資格取得のための受験料等）について、所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.7））を講じ

る。【総務省】

- ② 総務省及びデジタル庁との連携のもと、デジタル改革共創プラットフォームを活用した自治体職員との対話や研修等を通じて自治体のデジタル人材育成に寄与する。【総務省・デジタル庁】
- ③ 職員研修について、総務省において、標準化・共通化や個人情報保護法改正等の最新動向を踏まえつつ、J-LIS 等の関係機関と連携しながら、自治体 DX に関する研修の充実を図るとともに、研修情報を取りまとめて各自治体に情報提供を行う。【総務省】
- ④ 体系的に整理された人材育成方針等に基づく育成プログラムの策定や業務に活かせるような実践的な研修など創意工夫を活かした職員育成の取組について、総務省で情報収集を行い、「自治体 DX 推進参考事例集」、「デジタル人材の育成ガイドブック」として情報提供を行うとともに、デジタル人材の確保・育成に係る方針の策定に資する情報提供を行う。【総務省】
- ⑤ [再掲]総務省と地方公共団体金融機構の共同事業である「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、地方公共団体の DX に係るアドバイザーの派遣を行う。【総務省】
- ⑥ 情報通信技術（ICT）を地域の課題解決に活用する取組に対して、自治体や地場企業等からの求めに応じて、ICT の知見、ノウハウを有する専門家（「地域情報化アドバイザー」）を派遣し、助言・提言・情報提供等を行うことにより、地域における ICT 利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域の中核を担える人材の育成を図る。【総務省】

(3)計画的な取組

地方公共団体情報システムの標準化の目標時期が 2025 年度（令和 7 年度）とされており、自治体の行政手続のオンライン化についても継続的な推進が求められていることから、本計画に示す取組を一定の期間の中で実現するには、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められる。

また、地方公共団体情報システムの標準化、共通化の推進や行政手続のオンライン化等による手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を得るためには、単なるシステム更改にとどまらず、標準準拠システムを前提としたオンライン手続前提の業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化などに取り組むことが必要となるため、別紙 2 で示す「自治体の主な取組スケジュール」を参考にしながら、計画的に取り組むことが必要となる。

相互に関連する DX の取組を総合的かつ効果的に実施し、全庁的に DX を強力に推進していくためには、DX 推進のビジョン及び工程表から構成される全体的な方針（以下「全体方針」という。）が決定される必要があり、その全体方針は、広く自治体内で共有されるべきである。

各自治体が、本計画を踏まえて、着実に DX に取り組めるよう、全体方針の決定等を含め想定される一連の手順を示した「自治体 DX 全体手順書」を策定・公表しているので、積極的に参考にされたい。

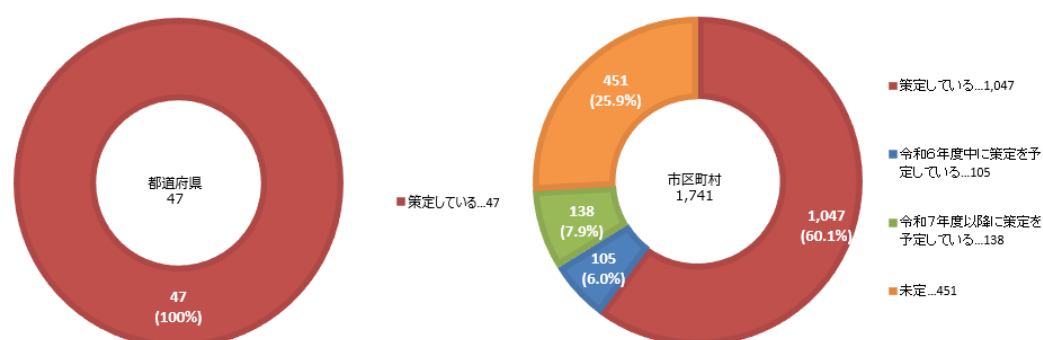
なお、各自治体の全体方針の策定状況は、次のとおりである（別紙 1 も参照）。

【参考】DX を推進するための全体方針策定状況

④ DXを推進するための全体方針の策定状況

1 全体方針の策定

都道府県では全団体、市区町村では1,047団体（60.1%）が策定している。



（出典）総務省「自治体 DX・情報化推進概要（令和 6 年度）」

【国の主な支援策等】

各自治体が着実に DX に取り組めるよう、取組を進めるに当たって想定される一連の手順等を示した「自治体 DX 推進手順書」を策定している。なお、本手順書については、国の取組の進捗等を踏まえて、適宜見直すこととしている。【総務省】

(4)都道府県と市区町村の連携による推進体制の構築

全国的にデジタル人材が不足する中、特に小規模な市町村の現場では、極めて少人数の職員のみで DX の取組全てを担うような状況にあるなど、個別の市町村のみでは DX を円滑に推進する体制が十分に確保できていない現状にある。

こうした市町村においても着実に DX を推進するためには、都道府県が管内市区町村と連携した DX 推進体制の構築が重要であり、全国的に取組が進められてきた

ところである。構築する体制の規模・水準については、地域の実情に応じ、様々な形態が想定されるものである一方、先進自治体の事例も踏まえ、次の4つの機能が必要である。

＜推進体制に必要な4つの機能＞

- ① 都道府県と市区町村による会議体の設置
- ② 市町村の状況の継続的な把握
- ③ 市町村支援のために一定の専門人材を確保（常勤のアクセラレータを中心とした人材プール）
- ④ システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定

今後は、推進体制のより一層の機能充実を図り、具体的なDXの取組に活用していくことが求められる。

（人材プール）

都道府県による推進体制の中心となる人材プールについては、多くの市町村で継続的かつ直接的に実務を行う人材が求められていることを踏まえ、地方公務員法における服務規定に基づきつつ、複数年度に渡って業務を行うことのできる常勤職員としての雇用を中心としていく必要がある。具体的にはデジタル人材としての一定のスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤のアクセラレータを中心に確保していく必要がある。

こうした職員については庁内の変革を主導できるようなコミュニケーションスキルを持ち合わせていることが必要である。

また、人材プールの拡充にあたっては、管内市区町村のニーズを踏まえ、高度専門人材から、実務を担う人材まで多様な人材を確保していることが望ましい。

なお、単発のプロジェクトや高い専門性が求められるものの工数が少ない業務については、委託や非常勤職員（副業人材）も活用するなど、業務の性質や都道府県・市町村のニーズ・実態に応じ、当面は常勤職員としての任用と委託・非常勤職員等を併用していくことも考えられる。

（テーマの設定）

推進体制をより実効性の高いものとしていくためには、都道府県・市町村のニーズも踏まえつつ、本計画の重点取組事項である、自治体フロントヤード改革、地方公共団体情報システムの標準化、共通化、公金収納におけるeL-QRの活用等をはじめ、市区町村のデジタル人材の確保・育成に係る方針の策定支援、システムの共

同調達、職員の業務改善に向けた庁内 DX の推進、地域社会のDXの推進、デジタル・デバイド対策等、連携して取り組んでいくテーマを早期に設定し、計画的に取り組むを推進していくことが重要である。

特に、次の取組については、積極的に都道府県と市町村で連携して取り組むテーマとして設定していくことが望ましい。

- ・市区町村のデジタル人材の確保・育成に係る方針の策定支援

デジタル人材の確保・育成に係る方針は、計画的な取組の推進に必要不可欠であるが、方針策定済みの市区町村は2024年（令和6年）4月時点で416自治体に留まっている。令和9年度までに、全市区町村で方針の策定が完了するよう、方針未策定の市区町村については、都道府県が状況把握を行いながら、必要な支援を行うことが求められる。

- ・都道府県と市町村が連携したシステムの共同調達の推進

システムの共同調達については、スケールメリットにおける調達コストの低減に加え、個別調達が難しい小規模自治体におけるDXの推進等の効果が期待される。推進体制を活用し、都道府県と市町村が連携した共同調達を検討することが望ましい。なお、共同調達の実施に際しては、「2(2)自治体におけるシステム整備の考え方」も参照されたい。

- ・eL-QRを活用した公金収納の取組の推進

eL-QRを活用した公金収納については、令和8年9月以降の開始に向けて、市町村間で検討が先行している自治体の事例共有や課題解決に向けた知見の共有を行うことが重要であるため、各都道府県において、推進体制を活用した市町村間の情報共有を検討していくことが望ましい。

【国の主な支援策等】

- ① 都道府県がアクセラレータを常勤職員として任用する場合、当該職員の人件費について、職員数に応じて所要の財政措置（普通交付税）を講じる。【総務省】
- ② 都道府県等（連携中枢都市及び定住自立圏中心市のほか、他市町村の支援業務のためにデジタル人材を確保する市町村を含む。）がアクセラレータを非常勤職員として確保する場合の人件費、業務委託等により人材を確保する場合の委託費、アクセラレータの募集経費等について、所要の財政措置（特別交付税（措置率0.7））を講じる。なお、募集経費については、令和7年度から令和9年度までの間に限り、対象経費の上限額を300万円まで引き上げる。【総務省】
- ③ アクセラレータ確保やアクセラレータを活用した市町村支援に取り組む都道府

県に対する伴走支援を実施するとともに、人材プールの構築に協力可能な人材・企業のリストの作成、確保した人材に対する行政実務研修の実施、推進体制の運用についての好事例の横展開に取り組む。【総務省】

【2025 年度（令和 7 年度）補正予算案 2.0 億円】

- ④ 自治体 DX 推進体制の構築拡充の取組と連携しつつ、地域社会 DX の推進を図るための市町村と連携した推進体制の構築に取り組む都道府県に対する伴走支援を実施し、地域 DX 推進のための連携モデルの創出や、地域 DX の取組についての管内市町村への横展開を推進する。【総務省】

【2025 年度（令和 7 年度）補正予算案 5.1 億円の内数】

4. 取組事項

以下、重点計画等における各施策のうち、自治体に取り組むべき事項・内容について以下の分類に基づき、取組方針の具体的内容、国の主な支援策等を示す。

【自治体 DX の重点取組事項】

- (1) 自治体フロントヤード改革の推進
- (2) 地方公共団体情報システムの標準化
- (3) 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
- (4) 公金収納における eL-QR の活用
- (5) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- (6) セキュリティ対策の徹底
- (7) 自治体の AI の利用推進
- (8) テレワークの推進

【自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- (1) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバイド対策
- (3) デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

4.1 自治体 DX の重点取組事項

(1)自治体フロントヤード改革の推進

【取組方針】

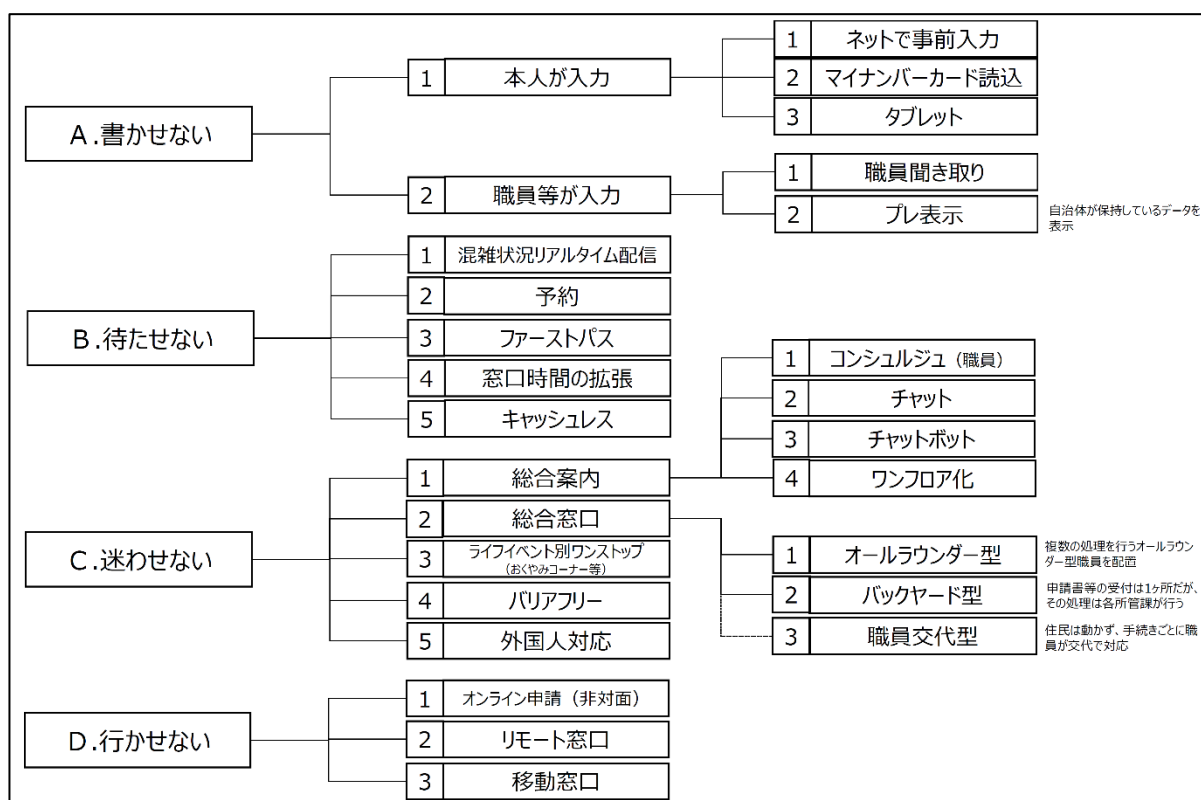
今後、多くの自治体において、少子高齢化・人口減少が進み、行政資源がますます制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」等、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要がある。これにより、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要である。

フロントヤード改革については、これまで、自治体の創意工夫のもと、地方創生の交付金等も活用しつつ、様々な取組が行われているものの、個別の取組に留まっていることや自治体間で取組の進捗に差が生じていることなどの課題がある（別紙1 参照）。

多様な住民ニーズに対応するためには、デジタル手続法⁷に定める基本原則（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）⁸に則って、デジタルツール等を有効に活用し、対面・非対面の対応を適切に組み合わせ、庁舎はもとより、自宅に加え、支所や公民館、郵便局といった住民に身近な場所でも対応可能とするなど、住民との接点の多様化・充実化（オムニチャネル化）を図る必要がある。また、対面で手続等を行う場合であっても、紙ではなく、データによる対応を前提とすることで、住民の利便性向上を図るとともに、業務効率化による業務改善に繋げることが求められる。これらの改革を通じて、庁舎空間が単なる手続の場から様々な主体が集う地域課題の解決の場として活用されていくことも期待される。

⁷ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）

⁸ ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する／②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする／③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する



自治体の創意工夫のもと行われている窓口改革の様々な取組

(出典) 第33次地方制度調査会 第13回専門小委員会 (2023年(令和5年)4月11日)

資料2 (審議項目2関係資料) 抜粋

これまで、自治体フロントヤード改革推進手順書やモデルプロジェクトにより、住民の利便性向上とデータ連携の強化等によるバックヤードも含めた業務効率化が進められてきたところであるが、今後はシステムやツールの共同調達・共同利用の取組による導入経費や運用経費の低減や、オンライン手続の徹底等により改革の実施により生じる効果の向上を図り、フロントヤード改革の費用対効果を更に高めていく必要がある。

さらに、市町村単位ではデジタル技術を導入するための費用がかさむことや、一定程度の事務量が確保できないと委託料に見合う効果が得られないという課題もあることから、中心となる市町村や都道府県が主導するなどして、複数の自治体が同一の事務を共同でアウトソーシングする取組も期待される。

① 住民との接点の多様化・充実化

- i) 行政手続のオンライン化については、2022年度(令和4年度)には全ての市区町村で、マイナポータルを通じた転出元市区町村への転出届の提出や、転入予定市区町村への来庁予定の連絡(転入予約)が可能となった。また、本計画【第2.0版】において、積極的・集中的にオンライン化を進めることとしていた特に

国民の利便性向上に資する手続（31 手続）のうち、子育て・介護関係手続（26 手続）については、2023 年度（令和 5 年度）末時点で 1,138 自治体（全 1,741 自治体の 65.4%）においてマイナンバーカードを用いたオンライン手続が可能となっている。

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定） 第 4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等（対象手続一覧）（P117～118）抜粋

V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

デジタル庁及び総務省は、次に掲げる手続について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省庁と連携しガイドラインの作成等により支援する。

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続（eLTAX）
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 駐車 of 許可の申請
- 13) 建築確認
- 14) 粗大ごみ収集の申込
- 15) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 16) 職員採用試験申込
- 17) 入札参加資格審査申請等
- 18) 入札
- 19) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求

20) 消防法令における申請・届出等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更／住所変更等の届出
- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当等に係る寄附の申出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

イ. 介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請

- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請
- 8) 被災者生活再建支援金の支給申請

エ. 転出・転入手続関係

- 1) 転出届
- 2) 転入予定市区町村への来庁予定の連絡

ii) 多様な住民ニーズに応えられるよう、マイナンバーカードの基盤も活用し、行政手続についてオンライン化を進めることはもちろん、自宅でのオンライン来庁予約、近場の郵便局・公民館での申請サポートやリモート相談、来庁時の総合案内やセルフ端末、書かないワンストップ窓口の手続、オンライン手続を含む各種申請のサポートや個別ブースでの丁寧な相談、コンビニ交付サービスの活用等、対面・非対面の対応を適切に組み合わせ、住民との接点をトータルで捉えて、多様化・オムニチャネル化を実現する。その際、ツールの導入自体が目的にならないよう、複数のデジタルツールを前提としたフロントヤードからバックヤードまでの業務全体の内容やフローの改革（BPR）を実施することが重要である。

② データ対応の徹底

- i) 基幹業務システムの標準化と併せて、フロントヤードの手続を直接「データ」で対応し、バックヤードの基幹業務システム等とのデータ連携を徹底することで、人手を介さない業務フローの実現を図り、電子決裁システムの導入等も含め、内部事務（バックヤード）の効率化・集約化（入力業務の削減等の効率化や審査業務の集約化等）を進める。
- ii) システムの申請処理に係るデータ（処理件数・処理時間・待ち時間等）を把握した上で、処理工程の見える化等により業務上の課題を分析し、対策を図ること、データに基づく業務改善（データドリブンな行政経営）につなげる。

③ 改革による人的・空間的リソースの最適配置

- i) 業務改善により生まれた人的リソースを最適に配置し直すことで、政策の企

画立案等の充実を図るほか、窓口業務でも、より手を差し伸べるべき方への相談業務等きめ細やかな業務にシフトしていく。

- ii) これらの改革に応じた窓口空間の再整理（記載台や事務専用カウンター等の削減）を行うことは、住民スペースの拡大にも繋がる可能性があり、庁舎空間が単なる手続の場だけでなく、様々な主体が集って相談・交流する、地域課題の解決の場としても活用可能となる。

◆「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定）抜粋

第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

自治体DXについて、定量的効果を把握しつつ、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」を始めとするフロントヤード改革、基幹業務システムの統一・標準化や地方税以外の公金納付への eL-QR の活用を始めとするバックヤード改革に一体的に取り組む。システムやツールの共同調達・利用の取組を後押しする。都道府県と市町村が連携した推進体制を構築し、その中で人材プール機能の確保を推進する。

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定）抜粋

第 1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

(1) AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

③ AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による行政手続のデジタル完結の推進

ア 個人向けの行政手続のデジタル簡潔の推進

(イ) マイナンバーカードの普及と利活用の推進

B マイナンバーカードの市民カード化の推進

マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。

このため、健康保険証や運転免許証、在留カード等との一体化を推進するとともに、救急業務や健康・医療・介護分野、防災分野、就労分野等におけるマイナンバーカードの活用を推進する。

また、書かない窓口・図書館・健康・子育てなど、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、地方公共団体が共同利用できるシステムやアプリの提供を行うと共に、推奨すべきケースやソフト/システムを積極的に特定し、当該サービスの全国への展開を積極的に支援し、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」をはじめとした地方公共団体と住民との接点の多様化・充実化を図るフロントヤード改革²⁴とあわせて引き続き推進する。

第2 重点政策一覧

○[No. 1-102] 総合的なフロントヤード改革の促進

- ・ 総合的なフロントヤード改革を実施している団体は増加しているものの、取組の進捗に差が生じている。
- ・ このため、2024年度中に構築した人口規模別の総合的な改革モデル等で得られた知見や効果等を踏まえながら、改革の進め方やポイントをまとめた手順書を作成し、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」をはじめとした地方自治体と住民との接点の多様化・充実化を図るフロントヤード改革の取組の横展開を図り、住民の利便性向上とデータ連携の強化等によるバックヤードも含めた業務効率化を進める。
- ・ さらに、2025年度中にデータ連携の強化等に取り組むモデルの構築等を行うとともに、システムやツールの共同調達・共同利用の取組を後押しする。
具体的な目標：総合的なフロントヤード改革に取り組んでいる自治体数の拡大

主担当省庁：総務省

【国の主な支援策等】

① 総合的なフロントヤード改革の事例創出と横展開のための支援

i) 先進的なモデルの構築及び手順書による横展開

住民と行政との接点である自治体フロントヤードについて、各自治体の取組状況を調査し、先行・優良事例を周知することなどにより、個別の取組の導入にとどまらない総合的な改革の必要性を示して理解を広め、普及啓発を図る。

そのような改革を目指す自治体に必要な人的・財政的支援を行い、総合的な改革のモデルとなる事例を創出するとともに、自治体フロントヤード改革推進手順書を作成するなど横展開を促進。【総務省】

ii) 自治体フロントヤード改革ポータルサイト

事例集、動画、各自治体の取組状況のダッシュボード等を一元的に提供するポータルサイトを設置し、改革推進のためのノウハウや知見の提供を行う。【総務省】

② 人的支援

i) 窓口 BPR アドバイザー派遣事業【デジタル庁】

窓口 DX を推進する自治体に対して、デジタル庁が委嘱した窓口 DX に深い知識と経験のある自治体職員等による支援を行い、自治体の窓口 BPR の「自走」を目的とした、「きっかけづくり」のためのノウハウを提供する。

ii) 窓口 BPR アドバイザー育成事業【デジタル庁】

窓口 BPR に係る取組の中核を担う自治体職員を育成し、窓口 DX に係る自治体間の共創の輪を拡大することで、自治体の窓口 DX を促進する。

iii) 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業（地方公共団体の DX 関係）
【総務省】

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、地方公共団体の DX に係るアドバイザーの派遣を行い、自治体の DX 推進に係る財政運営・経営の質の向上を図る。

iv) 地域情報化アドバイザー派遣制度【総務省】

情報通信技術（ICT）を地域の課題解決に活用する取組に対して、自治体や地場企業等からの求めに応じて、ICT の知見、ノウハウを有する専門家（「地域情報化アドバイザー」）を派遣し、助言・提言・情報提供等を行うことにより、地域における ICT 利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域の中核を担える人材の育成を図る。

V) 自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト等説明者派遣事業【総務省】

モデルプロジェクト実施自治体の担当職員を、これから改革に取り組む自治体の研修会（都道府県単位等）に派遣し、モデルプロジェクトにより構築された具体的な取組の工夫や課題等の共有を通じ、優良事例の横展開を推進する。

③ 財政的支援

i) 地域未来交付金【内閣府】

窓口入力支援システム（書かない窓口）やオンライン申請、リモートでの窓口対応、コンビニ交付の導入などのフロントヤード改革に資する個別の取組も推進する。

ii) デジタル活用推進事業債

書かない窓口システムやオンライン申請システム等の自治体が負担する住民サービスの提供に必要なシステム導入費等について、対象としている。

④ 環境支援

i) 自治体窓口 DXaaS【デジタル庁】

デジタル庁が整備するガバメントクラウド上に、デジタル庁が認定した複数の事業者が「窓口 DX に資するパッケージ」機能（SaaS）を構築し、その機能を自治体を選択して利用することで、自治体が窓口 DX「書かないワンストップ窓口」に取り組みやすくなる環境の提供を行う。

ii) デジタル改革共創プラットフォーム【デジタル庁】

自治体と国との間のフラットなコミュニケーションにより、誰もが自由に課題やアイデアを投稿することができる自由闊達な意見交換の場として、デジタル改革共創プラットフォームを提供している。

iii) デジタルマーケットプレイス（以下「DMP」という。）【デジタル庁】

カタログサイト上に、多様なクラウドソフトウェア（SaaS）及び販売サービス情報が公開されており、検索を通じた比較・検討や、仕様に合わせた調達先の選定を行うことができる。

(2)地方公共団体情報システムの標準化

【取組方針】

自治体は、標準化法に基づく基本方針の下、基幹系 20 業務システムについて、標準準拠システムに移行する必要がある。

自治体の基幹業務システムは、これまで、自治体が独自に発展させてきた結果として、次のような課題を抱えている。

(1) 維持管理や制度改正時の改修等において自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと

(2) 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まないこと

(3) 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいこと

このような自治体の基幹業務システムの状況を踏まえ、自治体に対し、標準化基準（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号。以下「標準化法」という。）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務づけ、標準準拠システムについてガバメントクラウド（デジタル社会形成基本法第 29 条に規定する「全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第 2 条第 4 項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備」としてデジタル庁が整備するものをいう。以下同じ。）を利用することを努力義務とすること等を規定する標準化法が 2021 年（令和 3 年）5 月に成立し、標準化法に基づき、地方公共団体情報システムの標準化を推進することとしている。

また、2022 年（令和 4 年）1 月には、標準化法第 2 条第 1 項の規定に基づき、標準化対象事務として基幹系 20 業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）を政令で定めた。

さらに、2022 年（令和 4 年）10 月には、標準化法第 5 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体情報システム標準化基本方針を策定し、その後、2024 年（令和 6 年）12 月に 2026 年度（令和 8 年度）以降の移行が具体化したシステムへの対応等、所要の改定を行っている。

◆「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（2024 年（令和 6 年）12 月 24 日閣議決定）抜粋

2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

(5) 標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和 7 年度（2025 年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とする。具体的には、令和 5 年（2023 年）4 月から令和 8 年（2026 年）3 月までを「移行支援期間」と位置付け、

国はそのために必要な支援を積極的に行う。

- 地方公共団体は、令和 5 年（2023 年）3 月末時点での標準化対象事務に係る基幹業務システムを、令和 5 年（2023 年）3 月末時点で公表された標準仕様書（令和 5 年度（2023 年度）に初めて公表される場合は、当該公表された標準仕様書）に適合した標準準拠システムに、令和 7 年度（2025 年度）末までに移行することを目指す。

令和 5 年（2023 年）4 月以降の標準仕様書の改定への対応については、令和 7 年度（2025 年度）までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和 8 年度（2026 年度）以降のシステム改修時において、標準に適合させることとする。

- 令和 7 年度（2025 年度）に集中することが予想される標準準拠システムへの移行作業については、円滑かつ安全に実施されるよう、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が必要となることから、国は、引き続き、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう支援する。

- また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

- ① データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。

- ② 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和 10 年度（2028 年度）末までに機能標準化基準（標準化法第 6 条第 1 項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和 9 年度（2027 年度）末までに所要の検討を行う。

- 現行システムがメインフレームにより構成され、システムの全容把握からデータ移行をはじめとした標準準拠システムへの移行完了までに他システムと比較し、相対的に時間を要する場合、現行システムを構築・

運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合及び事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和 8 年度（2026 年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（以下「特定移行支援システム」という。）については、デジタル庁、総務省及び制度所管省庁は、地方公共団体から把握した当該システムの状況及び移行スケジュールも踏まえて、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとし、概ね 5 年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援する。

なお、この場合であっても、特定移行支援システムから必要に応じてデータ要件の標準を踏まえたデータ項目に基づくデータの抽出ができるようにすることとする。

（略）

6.2 地方公共団体への財政支援（標準化法第 11 条）

6.2.1 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に係る財政支援に関する基本的な考え方

（略）

- 各地方公共団体における標準準拠システムへの移行の進捗状況を踏まえ、総務省は、令和 7 年度（2025 年度）末までとされているデジタル基盤改革支援基金の設置年限について、5 年延長を目途に検討する。

【国の主な支援策等】

① 自治体への財政支援等

i) 標準準拠システムへの移行に対する補助

自治体の標準準拠システムへの移行に要する経費に対して、2020 年度（令和 2 年度）第 3 次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成したデジタル基盤改革支援基金を活用し、補助率 10/10 により、国が必要な財政支援を行う。また、2025 年（令和 7 年）に地方公共団体情報システム機構法を改正し、特定移行支援システムを念頭に、デジタル基盤改革支援基金の設置年限の延長を行い、令和 12 年度末までとした。【総務省】

【2020 年度（令和 2 年度）第 3 次補正予算 国費 10/10 1,508.6 億円 基金】

【2021 年度（令和 3 年度）補正予算 国費 10/10 316.8 億円 基金】

【2023 年度（令和 5 年度）補正予算 国費 10/10 5,163.1 億円 基金】

【2024 年度（令和 6 年度）補正予算 国費 10/10 194.1 億円 基金】

【2025 年度（令和 7 年度）補正予算案 国費 10/10 559.4 億円 基金】

- ii) 標準化・ガバメントクラウド移行に伴うシステム運用経費に対する財政措置
標準準拠システムへの移行に伴うソフトウェア関係経費の増加分及びガバメントクラウドの利用等に要する経費について、2025 年度（令和 7 年度）については普通交付税措置。

また、2025 年（令和 7 年）6 月に「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」を策定し、当該対策に必要な経費について、令和 7 年度補正予算案に計上した。【デジタル庁】

② 自治体への意見聴取・情報提供等【総務省・デジタル庁・制度所管省庁】

i) デジタル改革共創プラットフォームの活用

デジタル庁は、デジタル改革共創プラットフォームを活用し自治体と対話を行う。

ii) 標準化基準に関する問合せ窓口の設置

制度所管省庁は、各制度所管省庁で策定した機能標準化基準（標準化法第 6 条第 1 項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）の策定、変更及び解釈に関する問合せ窓口を、デジタル庁は、共通標準化基準の策定、変更及び解釈に関する問合せ窓口を、それぞれ設けることにより、自治体及び自治体の基幹業務システムの標準化に取り組む事業者に対し、標準化基準の策定、変更及び解釈に関する情報提供を行う。

iii) その他の意見聴取・情報提供の実施

デジタル庁及び制度所管省庁は、議論の過程の透明化やウェブサイト等への公表、目標・取組・スケジュール等の段取りに係る自治体への情報提供、自治体への丁寧な意見聴取、地方 3 団体等と連携した計画的な移行推進等を行う。

③ 自治体の進捗管理等【総務省・デジタル庁・制度所管省庁】

i) 手順書の公表及び周知

総務省は、2024 年（令和 6 年）9 月に改定した「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」（以下「手順書」という。）の内容について周知を図り、各自治体が手順書を踏まえて、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行が行えるよう、デジタル庁及び制度所管省庁並びに都道府県とも連携して自治体の支援を行う。

ii) 進捗管理等支援（PMO）ツールの構築・運用

総務省は、自治体からの進捗状況等の報告、標準準拠システムへの移行に向けた課題や質問の問合せ機能等を有する自治体の進捗管理等支援ツールを構築し、デジタル庁及び制度所管省庁並びに都道府県と連携して運用する。また、総務省HP上で、標準化ダッシュボードにより移行の進捗状況を公表する。

iii) 「標準化リエゾン」の設置

デジタル庁においては、自治体の進捗確認や課題把握のため、各都道府県からの派遣職員等による支援体制として「標準化リエゾン」を設置し、総務省及び都道府県と連携して自治体の支援を行う。

④円滑かつ安全な移行に向けた支援【総務省、デジタル庁、制度所管省庁】

iv) 一部機能の経過措置に係るルール整備

現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

- ・ データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。
- ・ 制度所管省庁及び自治体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも2028年度（令和10年度）末までに機能標準化基準に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、2027年度（令和9年度）末までに所要の検討を行う。

v) 特定移行支援システムに係るルール整備・移行支援

特定移行支援システムについて、デジタル庁、総務省及び制度所管省庁は、自治体から把握した当該システムの状況及び移行スケジュールも踏まえて、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとし、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援する。

⑤ デジタル人材に関する支援【総務省】

i) 自治体のデジタル人材育成の支援

総務省は、都道府県と連携して、複数市区町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等としての任用等が推進されるように支援する。また、自治体職員との対話や研修、人事交流等を通じて自治体のデジタル人材育成に寄与する。

ii) 自治体へのアドバイザー派遣

総務省は、標準準拠システムへの移行に課題を抱える自治体に対するアドバイザー派遣を通じたプッシュ型の支援等を通じ、外部専門家による技術的・専門的な助言を受けることが可能となるよう支援する。

⑥ データ要件・連携要件に関する標準化基準への適合性確認支援【デジタル庁】

標準準拠システムのデータ要件・連携要件に関する標準化基準への適合は、データ連携やデータの利活用の観点から実装面においても十分に確保される必要がある。このため、標準準拠システムは、デジタル庁が提供するツールを使って実施される適合確認試験に合格したシステムでなければならない。自治体は当該システムを標準準拠システムとして利用することができることにより、自治体が行う適合性確認の負担軽減を図る。【デジタル庁】

⑦ ガバメントクラウドへの移行に向けた支援【デジタル庁】

i) 自治体のガバメントクラウド利用の支援

デジタル庁は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第4号）により改正された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第23条第1項の規定に基づき、自治体がガバメントクラウドを利用することができるよう、クラウドサービス提供事業者との間で利用条件等に関する契約を締結するほか、自治体との間でガバメントクラウドを利用するための契約を締結する等、必要な措置を講じる。

ii) ガバメントクラウドの利用料の低廉化等

デジタル庁は、ガバメントクラウドの利用料について、大口割引や長期継続契約の適用などを通じた低廉化に取り組むとともに、ガバメントクラウド上での構築・運用を前提としたアプリケーションの開発や運用の最適化に挑戦する事業者のスキル・ノウハウを底上げするための支援を強力に行う。

**(3)「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく
共通化等の推進**

【取組方針】

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、約1,800の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要である。

このような観点に立って、国と地方3団体の代表を構成員とする「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合（以下「準備会合」とい

う。)」及び「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）」を開催し、全自治体への意見照会を踏まえ、今後の取組の指針となる「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定。以下「本基本方針」という。）を決定した。

本基本方針に基づき、①システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政、②即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靱な行政、③規模の経済やコストの可視化及び調達の商品化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政、が目指す行政の姿であるとの基本的価値を国と地方が共有しつつ、連絡協議の枠組みの下、喫緊の課題である重点取組事項(2)の地方公共団体情報システムの標準化に引き続き注力しつつ、(a)共通化すべき業務・システムの基準に合致するか検討を行った上で、基準に合致するものは、共通化を進めるとともに、(b)基準に合致しないものであっても、都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組んでいく。

(a) 共通化の推進

国と地方 3 団体の代表を構成員とする国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が 2024 年度（令和 6 年度）に選定した共通化の対象候補となる 12 件の業務・システムのうち、次に掲げる 11 件の業務・システムについては、2025 年度（令和 7 年度）決定分として、共通化推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進する。制度所管府省庁は、共通化推進方針に基づく取組について、定期的に連絡協議会に対し、進捗報告を行う。

2025 年度（令和 7 年度）決定分

- ① 入札参加資格審査システム
- ② 環境法令に係る申請・届出システム
- ③ 建築確認電子申請システム等
- ④ 預貯金照会のオンライン化の拡大
- ⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム
- ⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム
- ⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大
- ⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等
- ⑨ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業者台帳管理シ

システムを含む)

⑩ 重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム

⑪ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム

また、次に掲げる連絡協議会が 2024 年度（令和 6 年度）に選定した残る 1 件と 2025 年度（令和 7 年度）に新たに選定した 11 件の業務・システムについては、制度所管府省庁において、連絡協議会が依頼した期限までに、共通化推進方針の案を作成し、連絡協議会に対して協議を求め、同意が得られたものについては、2025 年度（令和 7 年度）決定分と同様に、共通化推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進する。

2024 年度（令和 6 年度）選定分

社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム

2025 年度（令和 7 年度）選定分

① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービス

② ふるさと住民登録制度プラットフォーム

③ 土木施設に関する住民からの通報等システム

④ 畜犬管理システム

⑤ 職務上請求システム

⑥ 自動車臨時運行許可申請システム

⑦ 納税証明書等の請求・交付システム

⑧ 住民・所在地情報管理システム

⑨ 決算統計業務システム

⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム

⑪ 奨学給付金申請システム

さらに、2026 年度（令和 8 年度）以降も、新たな共通化の対象について、連絡協議会が候補選定し、効果が高く、ニーズの高いものから順次取り組み、共通化に関するノウハウを蓄積しながら取組の精度を高めていく。なお、検討に当たって、地方分権改革に関する提案募集方式とも必要に応じて連携し、自治体からの提案についても参考とする。

(b) 都道府県の共同調達による横展開の推進等

2024 年度（令和 6 年度）より、自治体における調達業務の効率化等に向け、現在、

都道府県が中心となって共同調達を行っているシステムについて、その取組状況やノウハウを可視化・共有する「共同調達ダッシュボード」を公開し、2025 年度（令和 7 年度）に更新した。2025 年（令和 7 年）4 月末時点で 292 の共同調達の事例が掲載されている。また、自治体が SaaS を迅速に調達可能にするとともに、中小・スタートアップを含む調達先の多様化を促すため、2024 年度（令和 6 年度）より、自治体が調達業務に利用可能な機能が実装された「デジタルマーケットプレイス（DMP）カタログサイト」を公開した。2025 年（令和 7 年）9 月末時点で 317 の事業者登録、396 のソフトウェア登録がなされている。

今後も、共同調達ダッシュボードに、新たな取組事例を掲載し定期的に更新するとともに、DMP カタログサイトについて、さらなるソフトウェア登録や利便性向上を図り、自治体による DMP 利用を推進するほか、DMP カタログサイトと共同調達ダッシュボードとの連携などを通じて、標準化 20 業務及び共通 SaaS の対象候補を除くソフトウェアに関する広域での調達共同化、迅速化を後押しする。

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

（4）デジタル・ガバメントの強化（システムの最適化）

①公共分野における取組

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、各府省庁や約 1,800 の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体利用する仕組みを広げていくことが重要である。

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、

① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政、② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応し、有

事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる ^{きょうじん} 強靱な行政、③規模

の経済やコストの可視化及び調達の共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政を目指すとの基本的価値を

国と地方が共有しつつ、連絡協議の枠組みの下、「各 府 省庁による 所管分野の BPR とデジタル原則の徹底（タテの改革）」と「 デジタル公共インフラ

（ DPI³⁹ ）の整備・利活用と共通 SaaS⁴⁰ 利用の推進（ヨコの改革）」の取組

を進める。

39 Digital Public Infrastructure の略称。

40 Software as a Service の略称。利用者が必要とする業務アプリケーションやコミュニケーション機能等を既に構築・運用されているサービスをインターネット経由で利用することができるもの。システムを個別に構築することなく、デジタル化が可能で、「作る」から「使う」への転換につながる。

第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針

2. 取組の方向性

(4) 国・地方を通じたトータルコストの最小化を見据えた国と地方公共団体の費用負担の基本的考え方

- ・ 国・地方デジタル共通基盤に係る費用負担については、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用が、国・地方双方に効果をもたらすことから、「地方公共団体の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する」という原則を踏まえつつ、一定の場合に国が補助することを検討する必要がある。
- ・ その上で、情報システムについて国・地方を通じた負担を縮小するためには、国のみ又は個々の地方公共団体の努力のみでは実現せず、国が地方公共団体と協議の上、国全体での業務の見直しや情報システムの整備について方向性を示した上でそのために必要な地方公共団体への支援を行う等、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を推進するとともに、地方公共団体は、主体的に国・地方デジタル共通基盤を利活用していく必要がある。
- ・ 略

i) 共通 SaaS

- ・ 共通 SaaS の整備・普及が図られることにより、国・地方を通じたトータルコストの最小化が期待される一方、共通 SaaS の特性上、利用団体が少ない時期には一団体当たりのコストが高くなり、利用料金も割高となる可能性があると考えられることを踏まえれば、早期に利用開始した団体は負担が重くなり、後発団体は、これら早期利用団体の負担の下に低廉な利用料を享受できる関係となることも考えられる。この場合、早期に利用を開始するインセンティブが働かないため、共通 SaaS の普及の阻害

要因になるおそれがある。また、国の実証・初期開発・仕様作成段階において、できるだけ簡素なものとし、最初は団体規模別に小さくスタートしつつ、早期利用団体の実態も踏まえ、改善・改良をして横展開させていくなど、小さく生んで大きく育てる視点も必要である。こうした点を踏まえ、共通 SaaS については、地方公共団体が利用する場合には、利用料、移行経費は地方公共団体が負担することを原則としつつ、国・地方を通じたトータルコストの最小化が図られることも踏まえ、特に早期利用団体において費用低減効果やシステムの改善・改良などの安定的な利用の環境が整うよう、共通化に関する調査、初期段階における業務の標準化やシステム開発のための実証に要する費用、標準的な仕様書の作成等に要する費用は原則として国が負担し、共通 SaaS の利用のための初期経費を期限を設けて国が支援することも検討する必要がある（共通化パターン B）。

- ・ 略
- ・ 地方公共団体に対する国の支援については、現在、各府省庁の補助金やデジタル田園都市国家構想交付金を通じ、個別のサービス・システムの導入を支援しているが、重複投資を回避しつつ全体的な最適化を図るため、共通 SaaS の実装に一層重点化した支援を含め、効果的な支援の在り方を検討することが必要である。
- ・ 他方、緊急性の高いものや、有事において国が利用することが想定されるものなど、国の関与の必要性が特に高いものについては、例外的に、国が開発・運用・保守に係る費用を負担することも考えられる（共通化パターン A）。

（５）国・地方デジタル共通基盤の整備・運用のための人材確保

i) 国における共通 SaaS・DPI の整備・活用のための体制の強化

- ・ また、上記により開発された共通 SaaS 等が地方公共団体において活用されるよう、地方公共団体と円滑なコミュニケーションを図り、現場の課題やニーズを把握しつつ共通 SaaS の普及拡大等を担う地方公共団体の支援窓口となる体制や、共通 SaaS 導入の前提となる BPR 支援等を行う体制を強化していく。

ii) 都道府県と市町村が連携した DX 推進体制等の地方公共団体における人材確保

- ・ i) の国における体制強化と並行して、共通 SaaS の導入を始め、地方公共団体における DX 推進体制を強化していく必要がある。
- ・ その際、特に小規模の市町村等において、DX 推進を担う人材確保が困難であることを背景に、都道府県を中心に都道府県と市町村が連携した地域 DX 推進体制の構築が進みつつある。この中では、例えば、デジタル人材を共同して採用し、県内の市町村にデジタル人材派遣を行う取組や、県が音頭を取ることで、市町村情報システムの共同調達を進める取組等により、課題の解決を図ろうとしている。
- ・ こうした取組を更に加速化し、令和 7 年度中に、各都道府県の実情を踏まえつつ、全ての都道府県で推進体制を構築し、その中で、市町村が求める DX 支援のための人材プール機能を確認できるよう、総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援の取組を進める。これにより、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用において、都道府県の担う市町村の DX 推進の支援を充実させるとともに、国が整備を進める共通 SaaS の活用を推進していく。
- ・ 略
- ・ こうした取組と並行して、地方公共団体の DX 推進に必要なスキルを有するデジタル人材の確保・育成方策、セキュリティ人材を育成するための共通的な演習プログラムの提供、デジタル人材確保に係る財政措置、アドバイザー派遣など、総務省による支援を強化する。
- ・ 加えて、地方公共団体においては、デジタル人材の採用（ジョブディスクリプションを明確化することを含む。）・管理（専門人材に特化した人事管理等）等について十分な知見がないことが、人材確保の障壁となっている。これも踏まえ、デジタル庁が総務省と連携して、i) の国における共通 SaaS・DPI の整備・活用のための民間専門人材等に係る体制強化に加えて、必要に応じて地方公共団体における採用等を支援する体制を整備する。

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年（令和 7 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

第 1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

(3) 競争・成長のための協調

⑤「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進公共分野における取組

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（2024 年 6 月 21 日閣議決定）に基づき共通化の対象となる業務・システムは、次のとおりである。これらの業務・システムについては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意が得られた共通化推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進する。共通化の対象となる業務・システムの制度所管府省庁は、当該取組について、定期的に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に対し進捗報告を行う。

令和 7 年度決定分

- ① 入札参加資格審査システム
- ② 環境法令に係る申請・届出システム
- ③ 建築確認電子申請システム等
- ④ 預貯金照会のオンライン化の拡大
- ⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム
- ⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム
- ⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大
- ⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等
- ⑨ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）
- ⑩ 重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム
- ⑪ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム

第 2 重点政策一覧

○[No. 3-106] 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進

・ 人口減少社会においても公共サービスの維持・強化を図るには、約 1,800 の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要。

・ 令和 6 年度共通化の対象となる 11 件の業務・システムについては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という）の同意が得られた共通化推進方針に基づき、国と地方が協力して取組を推進する。制度所

管府省庁は、共通化推進方針に基づく取組については、定期的に連絡協議会に対し、進捗報告を行う。

- ・ 令和7年度以降も、新たな共通化の対象について、連絡協議会が候補選定し、効果が高く、ニーズの高いものから順次取り組み、共通化に関するノウハウを蓄積しながら取組の精度を高めていく。

具体的な目標：共通化の対象となる業務・システムについて、国・地方デジタル共通基盤の整備運用に関する基本方針に基づき、効果が高く、ニーズの高いものから毎年順次選定していく。

主担当府省庁：内閣官房、デジタル庁、総務省

関係府省庁：内閣府、こども家庭庁、厚生労働省、国土交通省、環境省

第3 工程表

デジタル社会の実現に向けた重点計画_工程表

施策管理番号	施策名	取組内容の見出し	工程表																				主担当府省庁	関係府省庁	
			2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度						
			10	20	30	40	10	20	30	40	10	20	30	40	10	20	30	40	10	20	30	40			
3-106	「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進	共通化対象の決定																						内閣官房、デジタル庁、総務省	
		共通化対象（2025年度決定分）に係る共通化推進方針に基づく共通化の推進（見直しが必要な場合は毎年3月に協議）																						総務省、環境省、デジタル庁、国土交通省、内閣府、内閣官房、厚生労働省	こども家庭庁
		共通化対象候補の選定																							内閣官房、デジタル庁、総務省

【国の主な支援策等】

自治体の費用負担、人材確保については、本基本方針に基づき、必要な支援策等を講じていく必要がある。

(4) 公金収納における eL-QR の活用

【取組方針】

- ① 「規制改革実施計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）等に基づき、デジタル庁及び総務省並びに自治体が収入する公金に係る制度を所管する関係府省庁（以下「関係府省庁」という。）は、自治体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させる観点から、自治体のほか、住民・民間事業者等のユーザーとなる関係者の意見を聞きながら、所要の取組を推進していく。
- ② 自治体（都道府県・市区町村をいう。以下本取組事項において同じ。）の普通会計に属する全ての公金（普通会計に属する公金と同一の口座において受け入れられる歳入歳出外現金を含む。）並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料（加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。）に

ついて、自治体の判断により eLTAX（地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）を活用した納付を行うことができるよう、必要な取組を行う。

eLTAX を活用した公金納付については、住民・事業者の公金の納付の煩雑さを生じさせないため、「地方税統一 QR コード（eL-QR）」を使用する方法等、地方税と同様の方法に統一することを基本とする。

- ③ 特に、いずれの市町村においても相当量の取扱件数がある国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに当該自治体の区域外にも納付者が広く所在する公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）については、全国的に共通の取扱いとして eL-QR を活用した納付を行うことができるよう、納付者がどの自治体に対しても eL-QR を活用した納付を行うことができるようにする。
- ④ また、デジタル庁、総務省及び関係府省庁は、上記以外の公金⁹についても、自治体において eL-QR を活用した納付が積極的に行われるよう、所要の取組を推進していく。
- ⑤ 2026 年（令和 8 年）9 月以降、自治体ごとに eL-QR を活用した公金収納が開始される。未導入自治体においては導入の検討を、導入済み自治体においては対象となる公金の拡大を目指す。

◆「規制改革実施計画」（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）抜粋

Ⅱ 実施事項				
1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大				
(4) 公共				
6	地方公共団体への公金納付のデジタル化	デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の	（前段）遅くとも令和 8 年 9 月までに措置、（後段）前	（前段）デジタル庁総務省

⁹ 規制改革実施計画（2024 年（令和 6 年）6 月 21 日閣議決定）において、「全国共通の取扱いとすべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対しても eLTAX を活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。」とされていることに留意が必要である。

		占用料等、河川法上の流水占用料等など)について、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」(令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定)等に基づき、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対しても eLTAX を活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。 あわせて、デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までに eLTAX を活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対しても eLTAX を活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。	段の時期以降速やかに措置	厚生労働省 国土交通省 (後段) デジタル庁 総務省 警察庁 こども家庭庁 文部科学省 国土交通省
--	--	--	---------------------	--

【国の主な支援策等】

- ① 令和8年9月からの運用開始に向け、自治体において、システム改修等の準備を確実に進めていただけるよう、全国説明会や進捗状況調査を通じて説明や意見聴取を行うとともに、自治体における検討状況や課題について把握し、eLTAX の公開仕様書や Q&A の提供など、自治体に必要な情報の提供・助言¹⁰を

¹⁰ eL-QR の導入に向けて必要なシステム改修等の検討に当たって留意すべき事項をまとめた

行う。運用開始後においては、未導入自治体に対し、必要な情報の提供・助言を行う【総務省、デジタル庁、関係府省庁】。

- ② このほか、令和 8 年 9 月からの運用開始に向け、地方税共同機構における eLTAX のシステム改修や公金収納を行うための体制整備等の公金収納の実施に向けた準備や、自治体による公金納付への eL-QR の活用を促進するための環境整備等の所要の取組に係る検討を行う【総務省、デジタル庁、関係府省庁】。
- ③ eL-QR を活用した公金収納のデジタル化に対応するための財務会計システム等の改修にかかる経費について、デジタル活用推進事業債の対象としている。

(5)マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

【取組方針】

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも確実・安全に本人確認・本人認証ができ、デジタル社会の基盤となるものであり、2025 年（令和 7 年）9 月 30 日時点のマイナンバーカードの保有枚数は 9,908 万枚を超え、人口に対する割合は 79.6% となっている（別紙 1 も参照）。本人確認書類としての利用はもとより、健康保険証利用やオンラインでの確定申告、各種証明書のコンビニ交付サービスなど様々な場面で利活用がなされるなど住民の利便性の向上につながっているほか、このような利活用が進むことで各種窓口事務の効率化にも寄与しているところである。また、窓口業務以外にも、マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化（マイナ救急）や自治体独自の取組などにも活用されている。今後も、マイナンバーカードと各種カードとの一体化や、行政手続のオンライン・デジタル化など利活用シーンは拡大することが見込まれている。

これを踏まえ、マイナンバーカードの取得の円滑化に向け、それぞれの国民の方のニーズに対応した、カード取得に向けた環境整備を進めるため、以下の内容に取り組む。

- ① 令和 7 年度以降のカードや電子証明書の大量更新へ対応するための体制整備を図る。
- ② 令和 6 年度に施行した以下の取組について周知するとともに、円滑な事務の実施を推進する。
 - ・ 紛失した者、新規出生者、国外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象とした申請から原則 1 週間で交付できる特急発行

「eL-QR を活用した公金収納の開始に向けた留意事項等について（通知）」（令和 7 年 2 月 17 日付け総行経第 13 号）を発出しているので、参照されたい。

の仕組み

- ・申請者が1歳未満である場合、例外的に顔写真の添付を不要とするカードの導入
- ・出生届と併せてカードの申請を行えるよう、出生届とカード申請様式の一体化
- ・マイナポータルで提出するオンライン出生届と併せて行うカードのオンライン申請

③ カードの取得に課題のある者への対応として、以下の取組を引き続き実施する。

- ・2023年（令和5年）8月に策定し、同年12月に改訂した「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」で示した取組の普及、介護・障害福祉施設等での出張申請受付や希望する者の個人宅等を訪問する形での出張申請受付の推進。
- ・認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう導入した暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードの申請受付

④ 住民が身近な場所でカードの更新等の手続きをできるよう郵便局窓口の活用を推進する。郵便局への委託に向けて参考となるよう先行事例を事例集等で周知するなど、引き続き、制度活用に向けたサポート等を実施する。

⑤ 住民の利便性向上及び市区町村職員の負担軽減の観点から、未導入自治体のコンビニ交付サービスの導入を推進し、導入済自治体の発行可能な証明書種別の増加を図る。

◆「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（2025年（令和7年）6月13日閣議決定）抜粋

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（2）DXの推進

（デジタル・ガバメント）

デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードについて、円滑な取得環境の整備やカード機能のスマートフォン搭載、マイナポータルの継続的改善に加え、住民に合わせた公共サービスをプッシュ型で届ける「オンライン市役所サービス」、より質の高い様々なサービスを一枚で受けられる「市民

カード化」により、利便性の向上を推進する。国家資格のオンライン・デジタル化、マイナ保険証と医療費助成の受給者証等との一体化、マイナ救急の全国展開、マイナンバーカードと在留カードの一体化、マイナ免許証制度の円滑な運用など、様々な領域での利活用シーンの拡大に取り組む。なりすましのないサービス提供など、デジタル認証アプリを用いてマイナンバーカードの民間分野における利活用を加速させ、デジタル公共インフラとして更なる定着を目指す。

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定）抜粋

第 1 指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

（1）AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

③ AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進

ア 個人向けの行政手続のデジタル完結の推進

（イ）マイナンバーカードの普及と利活用の推進

マイナンバーカードは官民を問わず、対面に加えオンラインでも確実な本人確認ができる「最高位の身分証」で、各種の手続をオンラインで完結できる安全・安心で利便性の高い「デジタル社会のパスポート」である。引き続き、マイナンバーカードへの理解を促進し、円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制の整備を更に進める。

また、個人向け行政サービスのオンライン窓口であるマイナポータルの機能拡大や継続的な改善に取り組むとともに、マイナンバーカードの健康保険証や運転免許証、在留カード等との一体化、救急業務や健康・医療・介護分野、母子保健分野における利用、マイナンバーカードを活用した被災者支援の充実、民間ビジネスにおける利用など、マイナンバーカードの利用シーンを拡大し、スマートフォンからオンラインで様々な行政手続ができる「オンライン市役所サービス」構想の推進、マイナンバーカードを日常生活の様々な局面で利用できるようにする「市民カード化」構想の推進、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組む。

さらに、スマートフォンへのマイナンバーカード機能（電子証明書及び基本4情報等）搭載やデジタル認証アプリサービスの継続的改善と利用拡大、デジタル認証アプリとマイナポータルアプリとの統合により、マイナンバーカードの利便性向上を進める。

第2 重点政策一覧

○[No. 1-36] マイナンバーカードの普及及び利用の推進

- ・ マイナンバーカードは、対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」である。引き続き、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。また、その利活用推進に向け、様々な行政手続をスマートフォンから、一人一人に寄り添うサービスをプッシュで実現する「オンライン市役所サービス」の徹底、新たなサービスやメリットも受けられる「市民カード化」を推進する。また、マイナポータルの継続的改善・利用シーン拡大等を通じ、その利便性向上を図るとともに、なりすましのないサービスや簡単・迅速・安価な手続、新たなサービス開拓を目指し、「安全・便利な民間ビジネス」の実現に取り組む。

○[No. 1-42] マイナンバーカードの円滑な取得支援

- ・ カードや電子証明書の更新需要の増加を踏まえ、交付事務を担う市町村の窓口体制の増強を図るとともに、土日・夜間開庁や臨時交付窓口、予約制の導入等への財政支援を通じて、住民が円滑にカードの更新が行える環境を整備する。
- ・ 紛失等により速やかにカードを取得する必要がある者に対して、原則1週間で交付ができる特急発行の仕組みを円滑に運用する。
- ・ 写真の撮影ルールや顔認証マイナンバーカードを周知し、介護福祉施設の職員等に向けたマニュアルを改訂・普及させ、市町村による福祉施設等への出張申請受付の希望調査等を促すことにより、高齢者や施設利用者など、カードの取得に課題のある方の取得促進を強化する。
- ・ 日本郵便株式会社と連携し、先行団体の事例集や市町村への意向調査等を通じて、郵便局への事務委託を推進する。

【国の主な支援策等】

- ① 自治体における、更新需要の増加を踏まえた交付体制の整備や出張申請受付・申請サポートの推進等に係る経費について、引き続きマイナンバーカード交付事務費補助金による支援を行う。【総務省】
- 【2024 年度（令和 6 年度）補正予算 698.3 億円】
- 【2025 年度（令和 7 年度）当初予算 74.8 億円】
- 【2025 年度（令和 7 年度）補正予算案 450.8 億円】
- ② マイナンバーカード交付事務費補助金の対象経費の範囲について改めて周知し、積極的な活用を促すとともに、出張申請受付を実施するに当たり有効と考えられる事例を含む申請促進のための取組事例・実績をまとめた資料を横展開することなどにより、自治体のカードの取得環境整備に向けた取組を支援する。
- 【総務省】
- ③ マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等について、重点計画における工程表に基づいて推進する。【関係府省】

(6)セキュリティ対策の徹底

【取組方針】

自治体が、マイナンバー情報をはじめとした住民情報等の多数の機微な情報を保有し、国民生活や地方の経済活動に密接に関係する基礎的なサービスを提供していることに鑑み、自治体におけるサイバーセキュリティの実効性の確保に向けて、必要な支援を実施する。

特に、令和 6 年に改正された地方自治法に基づき、自治体において、令和 8 年度より、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定が義務付けられていることや、令和 7 年に改正されたサイバーセキュリティ基本法に基づき、重要インフラ事業者等が講ずべきサイバーセキュリティ対策のベースラインとなる基準が令和 8 年中に策定されることを踏まえ、自治体のセキュリティ基盤の強化のための更なる取組を進めるとともに、自治体の脆弱性対処能力の向上を図るなど、更なる安全性の確保に向けた取組を実施する。さらに、全ての自治体が確実にサプライチェーン・リスク対策を含むサイバーセキュリティ対策を実施できるような新たな仕組みの構築を検討する。

引き続き、自治体において、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策が実施されるよう、併せて適切な支援を実施する（自治体のセキュリティ対策の実施状況については別紙 1 参照）。

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議

決定) 抜粋

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

(4) 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組

⑤ サイバーセキュリティの確保

さらに、国・地方公共団体等のネットワークを通じた相互接続や情報連携がますます進展する中で、地方公共団体においてもサイバーセキュリティ対策の重要性が高まっていることから、総務省は、関係機関と連携し、地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の向上に取り組む。

◆「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和7年6月13日閣議決定) 抜粋

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

地方公共団体のサイバーセキュリティ確保のための方針策定の推進、セキュリティ基盤の強化など更なる安全性確保の取組強化とともに、(略)

【国の主な支援策等】

- ① サイバー攻撃の高度化・巧妙化に対応するため、引き続き、最新の技術的動向を踏まえた「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定を行う。【総務省】
- ② 自治体のセキュリティ基盤の強化のため、更新期限を迎えている自治体情報セキュリティクラウドの円滑な更新に向けた支援を行う。【総務省】
- ③ 自治体における脆弱性対処能力の強化を図るための新たなシステムを構築する。【総務省】
- ④ 全ての自治体が確実にサプライチェーン・リスク対策を含むサイバーセキュリティ対策を実施できるような新たな仕組みの構築を検討する。【総務省】
- ⑤ 国・地方の更なる連携強化やコスト効率化、セキュリティ強化、サービスレベルの向上を実現するため、「2030年頃の国・地方のネットワークの将来像」の実現に向け、国・地方の適切な役割分担の下、国が主体的に整備するネットワーク基盤の共用化の検討、地方のネットワーク上のシステムへのゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入に向けた調査・分析・検証の取組を着実に進

める。【総務省・デジタル庁】

- ⑥ 国・地方ネットワークの将来像の実現に向けた検証事業の結果等も踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」の改定を行うなど継続して支援する。【総務省】

(7)自治体の AI の利用推進

【取組方針】

生成 AI をはじめとする AI 技術の発展は、国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与する一方、国内の AI 開発・活用は遅れており、また、多くの国民が AI により発生するリスクに不安を抱えている状況であるという認識のもと、AI のイノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、2025 年（令和 7 年）6 月 4 日に人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI 法）が公布・一部施行され、同年 9 月 1 日には AI 戦略本部の設置に係る規定等も含め、全面施行された。AI 法第 5 条（地方公共団体の責務）では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、自治体は AI の活用等を進めていく責務がある。

また、総務省において取りまとめられた「自治体における AI の利用に関するワーキンググループ報告書」（2025 年（令和 7 年）7 月 31 日公表）の中で言及された「自治体における AI 利用に関する基本的な考え方」等をもとに更新された「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」においては、

- ・「AI や IoT、ロボット等の技術革新は、第 4 次産業革命ともいわれ、現在でも既に社会に大きな影響を与え始めており、急速な人口減少と高齢化が進む我が国でも革新技術を取り入れていくことが求められます。」
- ・「近年登場した生成 AI は、文章作成をはじめ、知識やスキルを必要とする作業が可能であり、デジタル技術による単なる作業の代替にとどまらず、仕事の質とスピードを大幅に高め、飛躍的な業務効率化につなげていくことも期待されています。」
- ・「生成 AI を利用した新しい働き方を取り入れることにより、若手職員を中心に全職員にとっての組織の魅力を高めることができ、組織全体の活性化・職員の満足度向上にもつながるとともに、人材確保にも有効です。」

とされており、自治体での AI 導入の必要性や効果が記載されている。

あわせて、職員による AI の適正な利用を促進し、自治体での AI 利用に当たってのガバナンスを確保するため、自治体で作成するガイドラインのひな形を示している。これらの取組やユースケース等の横展開を通じて、自治体における AI の適正な利用の推進を支援する。

自治体においては、国から示された「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」等を参考に、AI の導入・活用を進める。こうした最先端の技術の導入については、データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、複数自治体による共同利用を検討する。都道府県は AI を含めたデジタル技術の市区町村のニーズを踏まえ、共同利用を支援する。

◆「人工知能基本計画の骨子（たたき台）について」（人工知能戦略本部（第 1 回 2025 年（令和 7 年）9 月 12 日）資料 2－2 抜粋）

第 3 章 AI 関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

第 1 節 AI 利活用の加速的推進

（1）政府・自治体での AI の徹底した利活用

【具体的な取組例】

③ 地方自治体における AI の適正な利活用の促進

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定）抜粋

第 1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

（1）AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

① AI の活用環境の整備と利活用の促進

このような政府による積極的な生成 AI の利活用に向けた仕組みの整備と併せ、地方公共団体が AI を活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、政府や地方公共団体と民間事業者との協業を加速させ、地方公共団体が利用しやすい AI サービスの開発を推進する。このため、デジタル庁の体制を整備した上で、地方公共団体や民間事業者が共創して短期で AI サービスを改善・プロダクト化する仕組みを確立することとし、プロダクト化されたサービスを全国の地方公

共団体に展開することで、地方公共団体における積極的な AI サービスの実装を目指す。その際、特に小規模な地方公共団体が AI 学習用のデータセットや品質ルール等を独自に整備等することは負担が大きいと考えられるため、デジタル庁で今後構築することとしている政府における AI 基盤の開発・実装とセットで、基本的なデータ等の整備に向けたフローを確立するとともに、安全・安心な AI の利活用環境や内部開発が可能な環境を希望する地方公共団体に提供し、行政事務・サービスの観点から特に効果のあったプロンプトやアプリケーション等については、全国の地方公共団体にも共有する。

【国の主な支援策等】

- ① 従来進めてきた AI 及び RPA の導入については、自治体における業務効率化の観点から一定の成果を上げており、当初の目標を達成したことを踏まえ、「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」（2025 年（令和 7 年）**月策定）を自治体に周知する。この別添として掲載されている自治体が作成する生成 AI 利用ガイドラインのひな形を自治体が参考とできるようにするため、総務省は適時適切に更新し、自治体に周知する。【総務省】
- ② AI の利活用を中心に、各自治体における最新の取組事例について、総務省で情報収集を行い、「自治体 DX 推進参考事例集」を充実化する。【総務省】
- ③ AI（生成 AI を含む）導入に関する経費については、情報システムの標準化・共通化を行う 20 業務を除き、所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.3））を講ずることとし、都道府県、市町村が協定の締結等をした上で共同調達を行う場合には財政措置を拡充（特別交付税（措置率 0.5））する（措置期限は令和 7 年度まで）。【総務省】
- ④ 国の先進的 AI 利活用アドバイザリーボードの開催状況について、自治体に共有する。【総務省】
- ⑤ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定。）に基づき、共通化の対象候補となった「自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービス」については、自治体の意見等を踏まえて検討し、令和 8 年度中に結論を得る。【デジタル庁（総務省）】
- ⑥ 「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、地方公共団体の DX に係るアドバイザーの派遣を行い、自治体での AI の導入を促進する。

【総務省】

(8)テレワークの推進¹¹

【取組方針】

自治体は、テレワーク導入の際は、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（2025 年（令和 7 年） 3 月）や「テレワークセキュリティガイドライン第 5 版」（2021 年（令和 3 年） 5 月）等に基づき、情報セキュリティの確保に努める。その上で、自治体は、国が提供する「市町村におけるテレワーク導入事例集」や、テレワーク導入の標準的なステップ、業務整理の手法等について事例を紹介しながら整理した「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」（2021 年（令和 3 年） 4 月）等を参考に、在宅勤務だけでなく、サテライトオフィス勤務やモバイルワークも含め、別紙 2 で示された令和 12 年度にかけてテレワーク導入・活用に積極的に取り組む。また、自治体フロントヤード改革や、地方公共団体情報システムの標準化、共通化による業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取り組む。

テレワークは、ICT を活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもある。また、生産年齢人口が減少し、地方公務員のなり手不足が指摘される中、外部専門人材を含む多様で優秀な人材を確保するとともに、時間的制約の有無にかかわらず全ての職員が意欲と能力を最大限発揮して活躍できる環境を整備する観点からも有用である。また、ICT の活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待される。さらに、重大な感染症や災害発生時における行政機能の維持といった BCP（業務継続計画）の観点からも有用な手段である。

自治体におけるテレワークの導入状況は、総務省の調査¹²によれば、2024 年（令和 6 年）10 月 1 日現在で、都道府県・政令市では 100%、市区町村では 61.4%となっており、前年（60.1%）から導入自治体数は微増しているものの、令和 4 年以降は概ね横ばいとなっている（別紙 1 も参照）。未導入の理由として「多くの職員がテレワークになじまない窓口業務や現場業務に従事している」、「テレワーク導入のた

¹¹ 「テレワーク」とは、職員が所属する組織の所在場所（オフィス）から離れたところにおいて、通信ネットワーク及び ICT 機器を活用して業務に従事することをいう。具体的には、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」の 3 つの形態がある。

¹² 総務省：令和 6 年度「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査」

めにコストがかかる」との回答が多い。一方で、「市町村におけるテレワーク導入事例集」（2023 年（令和 5 年）4 月）で取りまとめたとおり、テレワークの導入・活用に関する困難な課題に直面しながらも、創意工夫を重ねてテレワークを推進している自治体も見られる。

今後も、本計画に基づく自治体フロントヤード改革や地方公共団体の情報システムの標準化、共通化の推進過程も捉えた上で、人事評価などのマネジメントや人材育成、公務の特性を踏まえた勤務管理等の在り方、職員間の適切なコミュニケーションの促進、職員の健康管理等にも留意しつつ、引き続き、デジタル化時代の業務運営に対応する自治体のテレワークを推進していく必要がある。

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定）抜粋

第2 重点政策一覧

3. デジタル化による地域の活性化

○ [No. 3-111] テレワークの推進

- ・テレワーク導入率も首都圏一極集中となっており、ICT の利活用の格差や働きやすさ・働く機会の格差につながるため是正が課題。
- ・相談支援や周知啓発等により導入が遅れている地方へのテレワークの普及を図ることで、地方における労働力を引き出し、地域への人材の定着や地域活性化、地方創生 2.0 の実現に貢献する。
- ・セキュリティ対策の考え方や対策例を示した「テレワークセキュリティガイドライン」等を必要に応じて策定・更新するとともに、周知啓発等を実施する。
- ・国家公務員については、柔軟な働き方の実現や人材の獲得等の観点から、引き続きテレワークの定着を図る。テレワークの実施に関する統一的な基準を示すガイドラインや好事例等の周知により、各府省等におけるテレワーク環境の整備やテレワークを実施しやすい雰囲気の醸成等を促す。

具体的な目標：＜民間のテレワーク＞2025 年度には、テレワーク導入企業の割合について、南関東・近畿・東海を除く地域では、2021 年度の 35.4%から 10 ポイントの引き上げとなる 45.4%を目指す。また、南関東・近畿・東海地域においては 2021 年度の 60.2%を維持し、これらにより全国では 55.2%を目指す。また、テレワーク導入済み企業における「テレワークセキュリティガイドライン」の認知状況を 50%以上にすることを旨とする。

＜国家公務員のテレワーク＞2025 年度までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備。非常時における事業継続性の確保、職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を推進する観点から、効果的なテレワークを推進。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：内閣官房、人事院、内閣府、デジタル庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

【国の主な支援策等】

- ① J-LIS（地方公共団体情報システム機構）及び IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が共同で、自治体職員が自宅の PC から自治体庁内にある LGWAN 接続系の PC へのリモートアクセスを可能とする機能を提供し、LGWAN を活用した自治体におけるテレワークの試行事業を実施する。【総務省】
- ② 小規模自治体における導入が引き続き課題となっていることを踏まえ、テレワークを積極的に活用している小規模自治体における好事例を収集し、2023 年（令和 5 年）4 月に取りまとめた「市町村におけるテレワーク導入事例集」とともに、小規模自治体が導入するにあたり直面した課題やその解決策、導入したことによって得られた効果等を調査し、取りまとめの上横展開する。【総務省】
- ③ テレワークの導入に要する経費について所要の財政措置（特別交付税（措置率 0.5））を講ずる。（措置期限は令和 7 年度まで）【総務省】

4.2 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

(1) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

【取組方針】

「地方こそ成長の主演」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずることを目的として、2024 年（令和 6 年）10 月に新しい地方経済・生活環境創生本部が設置された。

同本部が、2025 年（令和 7 年）6 月に決定した「地方創生 2.0 基本構想」において、「人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じ」ることとされており、政策の 5 本柱「（１）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」「（２）稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～」「（３）人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～」「（４）新時代のインフラ整備と A I ・デジタルなどの新技術の徹底活用」「（５）広域リージョン連携」が盛り込まれている。

特に「（４）新時代のインフラ整備と A I ・デジタルなどの新技術の徹底活用」については、「G X ・D X は、産業構造や立地動向の変容をもたらすとともに、地域の生活環境を改善するポテンシャルを秘めた新しい技術を生み出す。G X ・D X が進展する新時代に、地域経済や地域社会を円滑に適応させていくことが重要である。」「生活環境や地方経済を支える従来の基盤整備に加え、G X ・D X によって創出・成長する新たな産業の集積に向け、ワット・ビット連携などによるインフラ整備等を進め、面的に展開していく。」「最先端の技術を用いて誰もが豊かに暮らせる社会（Society5.0）の実現に向け、A I ・ドローンを始めとした様々なデジタル・新技術を徹底的に活用し、地方創生の推進を図っていく。」ものとされている。また、地域の創意工夫を活かした各自治体の自主的・主体的なデジタル実装の取組を促進するため、各自治体の事業担当部局が地域社会のデジタル化に係る事業を検討・実施する際に参考となるよう、地域活性化、医療・健康・福祉（PHR を含む）、環境、交通、ローカル 5 G など幅広い分野の事業に係る事例を収集し、各自治体に周知する。

その際、単に他自治体の事業をそのまま模倣して導入するのではなく、各自治体それぞれの地域課題に応じたデジタル実装の取組を推進していくことが重要であ

るため、各自治体が取組に至った経緯・課題認識や、同様の取組を検討する他自治体へのアドバイス等も含めて情報収集を行い、横展開する。

加えて、こうした取組を全国津々浦々に広げるため、都道府県等と市町村等が連携して具体的な地域課題解決に取り組む推進体制づくりを伴走型で支援しつつ、得られたノウハウの横展開に取り組む。

地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

- デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援
- 地域におけるデジタル人材の確保・育成
- 条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化
- デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進
- デジタル技術を活用した安心・安全の確保
- 中小企業のデジタル・トランスフォーメーション支援

◆「地方創生 2.0 基本構想」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）抜粋

第 3 章 地方創生 2.0 の起動

3. 政策の 5 本柱

（4）新時代のインフラ整備と A I ・デジタルなどの新技術の徹底活用

G X ・ D X は、産業構造や立地動向の変容をもたらすとともに、地域の生活環境を改善するポテンシャルを秘めた新しい技術を生み出す。G X ・ D X が進展する新時代に、地域経済や地域社会を円滑に適応させていくことが重要である。

このため、生活環境や地方経済を支える従来の基盤整備に加え、G X ・ D X によって創出・成長する新たな産業の集積に向け、ワット・ビット連携などによるインフラ整備等を進め、面的に展開していく。また、最先端の技術を用いて誰もが豊かに暮らせる社会（Society5.0）の実現に向け、A I ・ドローンを始めとした様々なデジタル・新技術を徹底的に活用し、地方創生の推進を図っていく。

【国の主な支援策等】

- ① 地方財政計画の歳出項目である「地域デジタル社会推進費」について、2025

年度（令和 7 年度）は、自治体が地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組むため、2,000 億円を計上する。これと「地方創生推進費」を内訳として、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」（1 兆 2,000 億円）を計上する。【総務省】

- ② デジタル技術の実装による地域社会課題の解決（地域社会 D X）を図るべく、デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進的通信システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出するとともに、必要な効果的・効率的な情報発信等を実施する（地域社会 D X 推進パッケージ事業）。【総務省】

【2024 年度（令和 6 年度）補正予算 74.0 億円】

【2025 年度（令和 7 年度）当初予算 0.5 億円】

【2025 年度（令和 7 年度）補正予算案 129.3 億円】

- ③ 地域社会のデジタル化の推進に関する具体的な取組事例を取りまとめた「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第 3.0 版】（令和 6 年（2024 年）5 月 31 日総務省公表）の改定・周知等を通じて、更なる横展開を図る。【総務省】
- ④ 「地域未来交付金」により、自治体の自主性と創意工夫に基づく地域の独自の取組、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組などを支援する。【内閣府】
- ⑤ 自治体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステム導入費及び情報通信機器等の整備について、デジタル活用推進事業債の対象としている。

(2) デジタルデバйд対策

【取組方針】

地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し、講座の開催やアウトリーチ型の相談対応など地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施する（自治体のデジタルデバйд対策の実施状況については別紙 1 参照）。

高齢者・障害者を含む誰もが公的機関のホームページなどを利用しやすくなるよう、公的機関のウェブアクセシビリティ対応を支援するために「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を策定している。本ガイドラインに基づいた取組を推進するため、公的機関向け講習会等の周知啓発事業を実施する。

- ◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年（令和 7 年）6 月 13 日閣議決定）抜粋

第 1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

3. 目指す社会の姿

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020 年 12 月 25 日閣議決定）では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、具体的には、場所や時間を問わず、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルにあったサービスが受けられ、働き方ができ、また、自然災害や感染症等の事態に対して強靱な社会を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながっていると述べている。

デジタル社会形成基本法の施行後、最初に策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2021 年 12 月 24 日閣議決定）において、ビジョンを実現するために、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFT の推進を始めとする国際戦略の推進を定めている。この 6 つの目指す社会は、2. で示した直面する課題と情勢変化を踏まえつつ、現在においても、引き続き、政府として追求していくべきものである。

（中略）

4. 取組の方向性と重点的な取組

（4）安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組

② アクセシビリティ（誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境）の確保

ウェブコンテンツ（行政サービス、申請・手続システムやウェブサイト上のコンテンツ、動画、SNS を介した発信情報、各種掲出資料等を含む）や放送において誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境（アクセシビリティ）の確保を徹底し、すべての方々にとってアクセス可能となる情報コミュニケーション基盤を確立する。そのため、WCAG 2.2⁴⁷ 等の国際的な最新技術動向も踏まえ、必要に応じてウェブアクセシビリティ導入ガイドブックの改定を行うとともに、行政機関の情報提供や行政手続を目的としたウェブサービス等に活用するためのデジタル庁デザインシステムやガイドライン等の拡充を行い、関係府省庁や地方公共団体への展開を推進するとともに、ウェブサービス等の UI を開発する際に参照すべき簡易チェックリストやユーザー評価取得のガイドライン等を拡充、改善に繋げる。また、ガイドライン等に基づき、AI 技

術を活用して、要件定義における画面設計のプロトタイピングツール等の提供のほか、各省のサービス等を評価し、改善案を提供する。放送についても、情報アクセス機会の均等化を実現する。

また、利用者中心のデジタルサービスの提供にあたっては、「窓口で相談してからオンラインで申請」、「ウェブ自動応答（チャットボット）で問い合わせをしてからオンライン手続」等、アナログとデジタルのメリットを組み合わせ、利用者にとって最も利便性が高く、体験が良くなる手段を選択できることが望ましい。そこで、各サービス利用者が得られる価値を、利用者の立場に立って最大化するため、各サービス間で情報を連携して利用体験を連動させることで、すべての方々にサービスの利用機会・体験が保障されるようにする。デジタル庁及び総務省は、サービス改善に取り組む行政関係者向けの情報提供や行政評価の枠組みの検討を行う。

47 Web Content Accessibility Guidelines 2 .2 W3C Recommendation 05
October 2023

【国の主な支援策等】

- ① 地域おこし協力隊等を対象としたデジタル活用支援のための研修を実施する。【総務省】
- ② 「再掲」地方財政計画の歳出項目である「地域デジタル社会推進費」について、2025 年度（令和 7 年度）は、自治体が地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組むため、2,000 億円を計上する。これと「地方創生推進費」を内訳として、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」（1 兆 2,000 億円）を計上する。【総務省】
- ③ 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づく取組を支援するため、公的機関に向けた講習会等の周知啓発事業を実施する。【総務省】
【2025 年度（令和 7 年度）補正予算案 0.85 億円（内数）】
- ④ 住民の利便性向上と、業務効率化による職員の相談対応業務などへのシフトにより、丁寧な窓口対応を希望する住民に寄り添える体制を構築推進する、自治体フロントヤード改革支援事業を実施する。【総務省】

(3) デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

【取組方針】

政府においては、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進するため、2021 年（令和 3 年）11 月に内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」（以下「調査会」という。）が創設された。

調査会では、構造改革に通底する 5 つの原則（①デジタル完結・自動化原則②アジャイルガバナンス原則③官民連携原則④相互運用性確保原則⑤共通基盤利用原則）からなる「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として 2021 年（令和 3 年）12 月に策定し、このデジタル原則に沿って、4 万以上の法令等を対象にアナログ規制を横断的に見直し、2024 年（令和 6 年）6 月までの 2 年間で規制・制度のデジタル原則への適合の実現を目指すこととした。

（構造改革のためのデジタル原則の全体像）

第 7 層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 （デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献）
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則
第 6 層 業務改革・BPR／組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第 5 層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 （機動的で柔軟なガバナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第 4 層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 （GtoBtoCモデル）	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第 3 層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第 2 層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第 1 層 インフラ		

代表的なアナログ規制として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の 7 項目の規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制を取り上げ、現場のデジタル化を阻害する規制・制度の見直しを進めることで、デジタル技術の活用による現

場の人手不足の解消や生産性の向上、新たな産業の創出による経済成長への寄与、日本社会のデジタル・トランスフォーメーションの進展が期待される。

これらのアナログ規制に関して、法律・政令・省令について調査し、それらの規制の点検・見直し方針を含む「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を取りまとめた上で、それぞれの見直しに向けた工程表を作成した（2022年（令和4年）12月）。各府省庁は、工程表に基づき、原則として2022年（令和4年）7月から2024年（令和6年）6月までの2年間で、規制・制度の見直し等の取組を進めてきた。その結果、見直しが必要とされた規制の96%について、工程表等に基づく見直しが完了した（2024（令和6）年9月時点）。残る4%の規制についても着実に見直しが完了するよう、デジタル庁において引き続き見直し状況のフォローアップを行うこととしている。

国の法令と同様、各自治体で定める条例・規則等においても、アナログ規制が存在すると考えられる。特に、我が国において、福祉、消防、道路・河川等のインフラ整備など、国民生活に密接に関連する行政サービスの多くは、自治体を実施していることや、地方において人口減少が特に著しいことなどを踏まえると、全国の自治体におけるデジタル化の取組が不可欠である。こうしたことを踏まえ、国においても、2022年（令和4年）11月に、各自治体がアナログ規制の点検・見直しに取り組むに当たり必要となる推進体制の構築や作業手順の参考となる情報を整理した「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル（以下「マニュアル」という。）」を整備することなどにより、各自治体の取組を支援してきた。また、こうした一般的な支援に加えて、国の取組を通じて得られた知見等を地方にも還元していくことを含め、自治体向けの取組支援を強化していく観点から、各自治体固有の課題等に寄り添った支援など、各取組フェーズに応じた総合的な支援メニューを提供していくこととしている。

各自治体においては、こうした国からの取組支援や国における取組状況等を活用・参考にしながら、条例・規則等の点検・見直しを実施することが望ましい。

なお、デジタル行財政改革会議の発足に伴い、調査会は発展的に改組され、2023年（令和5年）10月に会議の開催根拠が廃止された。これにより、デジタル改革、規制改革、行政改革の司令塔としての役割は、調査会からデジタル行財政改革会議に引き継がれたものの、調査会における取組及び工程表に基づくフォローアップは、引き続きデジタル庁が実施することとされている。

◆「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年（令和7年）6月13日閣議

決定) 抜粋

第2 重点政策一覧

○[No. 2-10] アナログ規制の横断的な見直し

- ・ アナログ規制の見直しについては、引き続き「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直し作業を進め、工程表に定められたアナログ規制見直しを完了する。

具体的な目標： デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し条項：2025 年度末 6,254 条項

主担当府省庁： デジタル庁

関係府省庁： 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

○[No. 2-11] 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直し支援

- ・ 地方公共団体の条例等に係るアナログ規制見直しの取組に対して主に以下の支援を提供することで全国の団体の自主的な取組を更に促進する。

①取組に前向きな団体について、担当デジタル庁職員を設定の上、団体固有の課題等に寄り添った支援を提供する「個別型支援」の提供

②対象団体の条例等からアナログ規制に該当しうる条項を洗い出すとともに、各団体の見直し方針等を全国の団体に横展開するための事業の実施

③各団体が自律的に見直しに取り組むことができる環境を整備する観点から、負担軽減や自動化に資するような各種ツールの整備・検討の実施

具体的な目標： 地方公共団体向けの取組支援を引き続き行うことで各団体の取組を促進し、アナログ規制の見直しの取組を「実施済」及び「実施中」の地方公共団体が、2025 年度末で全体の 30%、2026 年度末で全体の 50%超となることを目指す。

主担当府省庁： デジタル庁

関係府省庁： —

○[No. 2-13] テクノロジーマップ等の整備

- ・ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 17 条に基づき、2023 年度に整備・公表したテクノロジーマップ・技術カタログ等について、掲載される

デジタル技術の情報の充実やこれらを掲載するポータルサイトの改善等を通じた効果的な情報提供に継続して取り組みつつ、地方公共団体、規制対象事業者と技術保有企業等がマッチングし、デジタル技術の実装が進むよう情報解説・発信等を行う。

具体的な目標： 技術カタログへ収載された製品・サービス件数：2025 年度 50 件

主担当府省庁： デジタル庁

関係府省庁： 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

【国の主な支援策等】

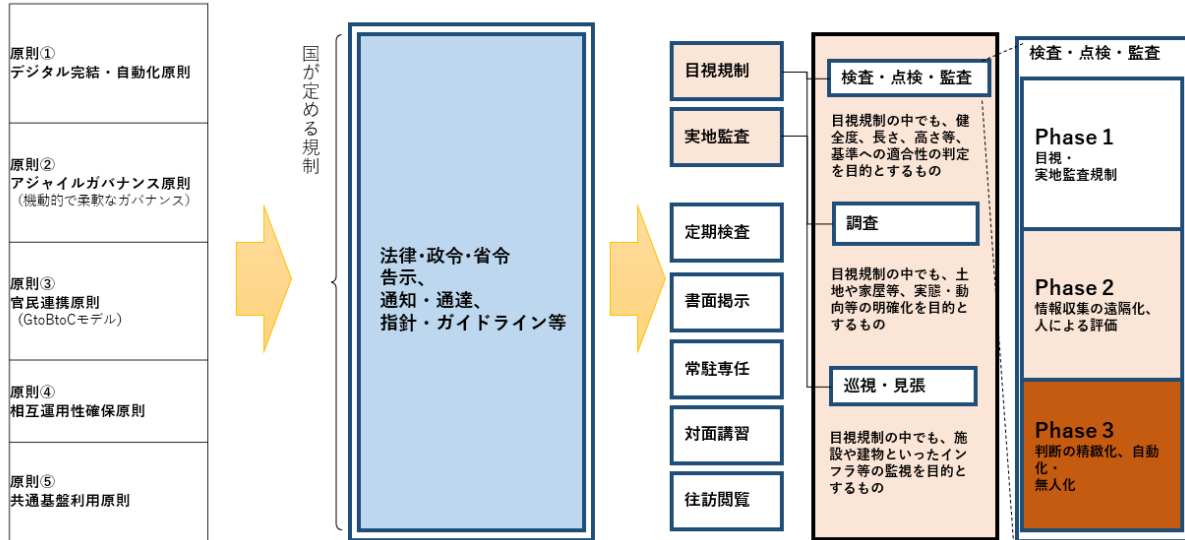
- ① マニュアル整備や積極的な情報発信等の一般的な支援を継続的に実施する。
また、2024 年（令和 6 年）度からは、各取組フェーズに応じた総合的な支援メニューとして、公募に応じた自治体の取組に対する個別の課題等に寄り添った支援や、条例等に残るアナログ規制の洗い出し作業に係る支援策を提供するとともに、これらの取組を通じて得られた成果やノウハウを全国の自治体に横展開していく。【デジタル庁】
- ② アナログ規制の類型と、その見直しに活用可能な技術の対応関係を整理、可視化した「テクノロジーマップ」の初版を 2023 年（令和 5 年）10 月に公表。
その後、技術検証の結果や技術の進展等を踏まえ、2024 年（令和 6 年）12 月から 2025 年（令和 7 年）10 月にかけて 3 度の更新を実施。今後も随時更新していく。【デジタル庁】
- ③ 地方公共団体におけるアナログ規制の見直しを踏まえた、デジタルの活用による地域の課題解決等を図る取組について、「地域未来交付金」による後押しを進める。

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

○ 構造改革のための
デジタル原則

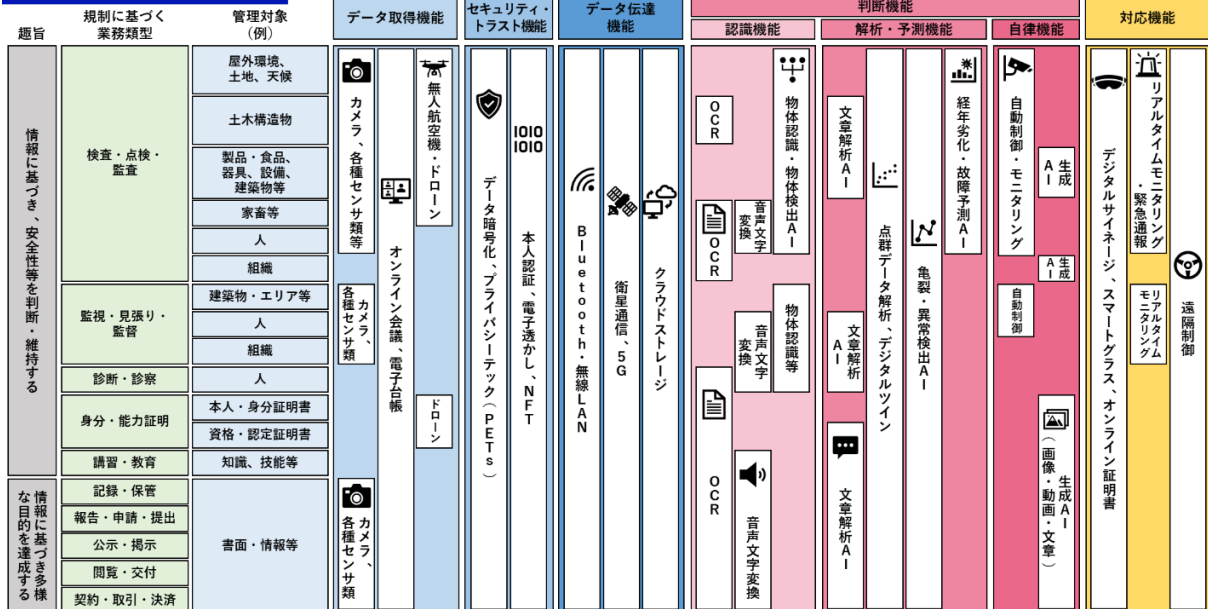
○ デジタル臨調における適合性の
点検・見直し対象の規律の範囲

○ 一括的見直しに向けた類型化とフェーズ
の考え方（目視規制・実地監査の例）



※ 地方公共団体が定める規制（条例等）については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

テクノロジーマップ (パターン2 簡略版)



5. おわりに

本計画は、2020 年（令和 2 年）12 月に策定されて以降、特に自治体に取り組んでいただきたい事項を重点取組事項として位置付け、以来、自治体が DX を推進するうえでの指針として重要な役割を果たしてきた。例えば、地方公共団体情報システム標準化については、自治体の非常な努力の結果、2025 年（令和 7 年）10 月末時点で標準化に必要な作業手順の 72.4%が完了する（全市区町村ベース。別紙 1「地方公共団体情報システムの標準化にかかる取組状況」を参照。）など、標準準拠システムへの移行が着実に進捗してきているところである。その一方で、事業者のリソースひっ迫による開発・移行作業等の遅延の影響により令和 8 年度以降の移行とならざるを得ない団体数は、2025 年度（令和 7 年度）7 月末時点で 1,788 団体のうち 643 団体（36.0%）に達しており、令和 8 年度以降も引き続き多くの自治体において移行作業が継続する見込みである。令和 8 年度以降も、円滑かつ安全な移行に支障が生じないように、自治体の移行に資する取組を行っていく。さらに、地方公共団体情報システム標準化後の自治体 DX の在り方については、標準化の効果を早期に発現できるよう、関係省庁とも連携して、標準化の進捗、効果、課題等を丁寧に把握しつつ、国の動向や技術革新の進展等も踏まえて、引き続き議論を進めていく。

また、本計画の見直しのみならず、自治体の検討に資する情報についても、関係省庁と連携して、自治体に随時提供する。あわせて、事業者（ベンダー）の速やかかつ円滑なシステムの開発等の対応も求められることから、関係省庁と連携して、事業者（ベンダー）への情報提供も丁寧に行っていく。

本計画に示す取組を一定の期間の中で実現するには、早期の現行のシステムの調査、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められることから、速やかに全庁的・横断的な推進体制を整える必要がある。その上で、各自治体においては、本計画の記載及び今後国から提供される情報を参考に、各取組の関連性を意識しながら、自治体業務全体の DX 化に向けて、引き続き検討を進めていただきたい。

別紙１ 自治体 DX の重点取組事項等に係る取組状況

【自治体における DX の推進体制の構築状況】

DXを推進するための全庁的・横断的な推進体制の構築状況の推移

年度	DXを推進するための全庁的・横断的な推進体制を構築している自治体（％）					
	全自治体	団体区分別				
		都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和4年度	50.4 (901団体)	100.0 (47団体)	82.6 (19団体)	100.0 (20団体)	63.3 (489団体)	35.2 (326団体)
令和5年度	66.3 (1180団体)	97.9 (46団体)	91.3 (21団体)	100.0 (20団体)	78.7 (604団体)	52.9 (488団体)
令和6年度	69.5 (1243団体)	100.0 (47団体)	87.0 (20団体)	100.0 (20団体)	82.5 (637団体)	56.0 (519団体)

年度	DX推進専任部署を設置している自治体（％）					
	全自治体	団体区分別				
		都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和4年度	42.9 (767団体)	95.7 (45団体)	95.7 (22団体)	90.0 (18団体)	60.8 (469団体)	23.0 (213団体)
令和5年度	53.3 (949団体)	100.0 (47団体)	91.3 (21団体)	100.0 (20団体)	72.1 (553団体)	33.4 (308団体)
令和6年度	55.7 (996団体)	100.0 (47団体)	91.3 (21団体)	100.0 (20団体)	76.2 (588団体)	34.6 (320団体)

DXを推進するための全体方針の策定状況の推移

年度	DXを推進するための全体方針を策定している自治体（％）					
	全自治体	団体区分別				
		都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和4年度	34.1 (609団体)	93.6 (44団体)	78.3 (18団体)	85.0 (17団体)	52.3 (404団体)	13.6 (126団体)
令和5年度	51.0 (907団体)	95.7 (45団体)	91.3 (21団体)	95.0 (19団体)	71.6 (549団体)	29.6 (273団体)
令和6年度	61.2 (1094団体)	100.0 (47団体)	95.7 (22団体)	100.0 (20団体)	82.3 (635団体)	40.0 (370団体)

（注1）全庁的・横断的な推進体制・・・都道府県においては知事や副知事等、市区町村においては市区町村長や副市区町村長等のリーダーシップや庁内マネジメントの下、各部局が連携してDXを推進する体制（例：推進本部・連絡会議の設置等）

（注2）DX推進専任部署・・・DX推進の企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個々のDXの取組の進捗管理等を担う部署

（注3）全体方針・・・DX推進のビジョン及び工程表から構成されるものであり、計画を含む

（注4）図中の値は、いずれも各年度の4月1日時点の値

（注5）「団体区分別」内の「市」は「指定都市以外の市」を指す

（注6）「設置単位内訳」における割合を示す数値は、設置自治体数を母数として算出

（出典）総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和4年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和5年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和6年度）」を基に作成

【自治体のフロントヤード改革の取組状況】

フロントヤード改革の取組状況の推移（市区町村）

	年度		窓口改革に取り組んでいる自治体数（％）				
	取組内容		全市区町村	団体区分別			
				特別区	指定都市	市	町村
令和5年度	自宅	オンライン申請システム	62.3 (1079団体)	91.3 (21団体)	100.0 (20団体)	79.3 (608団体)	46.6 (430団体)
		申請支援システム	15.9 (276団体)	39.1 (9団体)	90.0 (18団体)	22.2 (171団体)	8.4 (78団体)
		AIチャットボット	19.2 (334団体)	65.2 (15団体)	60.0 (12団体)	29.9 (231団体)	8.2 (76団体)
		チャット相談	4.9 (85団体)	21.7 (5団体)	40.0 (8団体)	7.1 (55団体)	1.8 (17団体)
	自宅・庁舎	予約システム	17.6 (306団体)	60.9 (14団体)	70.0 (14団体)	28.2 (218団体)	6.5 (60団体)
		リモート窓口	8.2 (143団体)	17.4 (4団体)	25.0 (5団体)	14.5 (112団体)	2.4 (22団体)
	近場	移動窓口	3.0 (52団体)	0.0 (0団体)	10.0 (2団体)	4.7 (36団体)	1.5 (14団体)
		書かない窓口	20.9 (363団体)	47.8 (11団体)	60.0 (12団体)	31.0 (239団体)	10.9 (101団体)
	庁舎	ワンストップ窓口	27.9 (485団体)	52.2 (12団体)	55.0 (11団体)	36.7 (283団体)	19.3 (179団体)
令和6年度	自宅	マイナポータルを活用した電子申請サービス (引越し手続サービスを除く)	82.1 (1429団体)	100.0 (23団体)	80.0 (16団体)	94.3 (723団体)	72.3 (667団体)
		汎用的電子申請システム	71.2 (1240団体)	100.0 (23団体)	100.0 (20団体)	91.8 (704団体)	53.4 (493団体)
		申請支援システム	15.9 (277団体)	52.2 (12団体)	90.0 (18団体)	26.4 (204団体)	4.6 (43団体)
		AIチャットボット	21.2 (369団体)	78.3 (18団体)	70.0 (14団体)	33.3 (257団体)	8.6 (80団体)
	自宅・庁舎	予約システム	22.1 (384団体)	82.6 (19団体)	75.0 (15団体)	37.8 (292団体)	6.3 (58団体)
		リモート窓口	8.6 (150団体)	21.7 (5団体)	20.0 (4団体)	15.3 (118団体)	2.5 (23団体)
	近場	移動窓口	4.7 (82団体)	4.3 (1団体)	0.0 (0団体)	8.0 (62団体)	2.1 (19団体)
		書かない窓口	30.2 (525団体)	52.2 (12団体)	60.0 (12団体)	43.9 (339団体)	17.5 (162団体)
	庁舎	ワンストップ窓口	28.6 (498団体)	56.5 (13団体)	50.0 (10団体)	39.0 (301団体)	18.8 (174団体)

（注1） 図中の値は、いずれも各年度の4月1日時点の値

（注2） 「団体区分別」内の「市」は「指定都市以外の市」を指す

（注3） オンライン申請システム：申請・届出等手続をオンライン化するためのシステム

（注4） マイナポータルを活用した電子申請サービス：マイナポータルの手続の検索・電子申請機能で、地方公共団体が提供する行政サービスを、国民が検索・電子申請できるようにするサービス（びったりサービス）

（注5） 汎用的電子申請システム：びったりサービスを除いた、自治体独自のオンライン申請サービス（自治体が独自に構築したものや SaaS 等の一般的なシステム）をいう

（注6） 申請支援システム：Web上で簡単な質問に答えることで、必要な手続き、持ち物、手続き場所などを調べることができるシステム

（注7） AIチャットボット：人工知能を活用した自動会話プログラム

（注8） 予約システム：Web上から窓口予約できるシステム及び庁内に設置されている端末から窓口予約できるシステム

（注9） リモート窓口：本庁舎と支所・出張所等と間をオンラインでつなぎ、ビデオ会議システムを通じて相談業務等を行う窓口

（注10） 移動窓口：通常は庁舎で行っている窓口業務を、市町村職員が車両等に載って移動し、移動先で行う窓口

（注11） 書かない窓口：来庁者又は来庁予定者が行う手続きにおける各種申請書等への記入について、デジタル技術を用いて簡便化しているもの

（注12） ワンストップ窓口：1カ所の窓口カウンターで完結すること（相談等の専門性が高い業務は除く）を想定。別の課（同じフロアも含む）に案内するケースは除く

（出典）「自治体DX・情報化推進概要（令和5年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和6年度）」を基に作成

【地方公共団体情報システムの標準化にかかる取組状況】

標準準拠システムへの移行作業に係る取組の進捗率

進捗率（％）				
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
	完了率	完了率	完了率	(参考) 作業中率
全市区町村	43.4	61.6	72.4	11.6
指定都市	42.9	53.2	57.6	12.0
特別区	55.2	70.3	76.8	10.6
中核市	45.8	63.3	70.5	11.6
指定都市・中核市以外の市	42.4	61.3	71.5	12.9
町村	43.5	61.6	73.3	10.7
都道府県	26.4	42.8	51.2	11.5

(注1) 完了率 =
$$\frac{(\text{「完了」} \text{と回答した項目数} \times)}{\text{}} \times 100$$

※自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書において示す移行作業全40項
※当該自治体において作業不要の項目やシステム化されていない等により実施しない項目を含む

(注2) 作業中率 =
$$\frac{(\text{「作業中」} \text{と回答した項目数})}{\text{}} \times 100$$

※自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書において示す移行作業全40項

(注3) 図中の値は、令和 5 年度、6 年度については各年度 3 月末時点、令和 7 年度については10月末時点の値)

(出典) 標準化PMOツールの入力データを基に作成

【「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進にかかる取組状況】

共同調達ダッシュボードに掲載されている共同調達の事例の内訳（掲載事例数合計：292件）

総務部門		事業部門		ツール	
自治体情報セキュリティクラウド	48	施設予約システム	20	ビジネスチャットツール	22
電子申請・納付システム	44	災害対策支援システム	13	AI議事録作成・音声文字起こしシステム	11
入札関連・電子調達システム	23	校務支援システム	10	AIチャットボット	6
電子契約システム	7	土木積算システム	8	AI-OCR	6
総合行政システム	3	森林情報システム	5	RPA	5
データ連携基盤	3	国民健康保険システム	3	地理情報システム	4
eラーニング	3	図書館蔵書管理システム	3	ファイル転送システム	4
入札参加資格審査電子申請システム	2	介護保険指定期間等管理システム	2	文書管理・電子決裁システム	4
その他システム	3	その他システム	10	オープンデータポータルサイト	2
				行政手続ガイドシステム	2
				グループウェア	2
				SNS連携ツール	2
				その他システム	12

（注）図中の値は、令和7年4月末時点の値

【マイナンバーカードの取得支援・利用の推進にかかる取組状況】

マイナンバーカードの交付状況及び保有状況の推移

年度	人口に対するマイナンバーカードの累計交付枚数率（％）			
	全国	団体区分別		
		指定都市	特別区・市	町村
令和4年度	57.1 (71,905,789枚)	58.4 (16,043,067枚)	56.8 (49,889,684枚)	56.6 (5,973,038枚)
令和5年度	77.7 (97,451,003枚)	77.3 (21,227,798枚)	77.7 (68,020,364枚)	78.6 (8,202,841枚)
令和6年度	84.5 (105,562,941枚)	83.6 (22,953,074枚)	84.7 (73,754,496枚)	85.8 (8,855,371枚)

年度	人口に対するマイナンバーカードの保有枚数率（％）			
	全国	団体区分別		
		指定都市	特別区・市	町村
令和6年度	77.1 (96,314,449枚)	76.5 (21,012,897枚)	77.2 (67,231,562枚)	78.1 (8,059,538枚)

（注1） 図中の値は、いずれも各年度の12月31日時点の値（人口に対する累計交付枚数率、保有枚数率は、同年1月1日時点の住基人口に対する割合）

（注2） 「団体区分別」内の「特別区・市」には「指定都市」を含まない

（注3） 保有枚数は、現に保有されているカードの枚数（交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの）

（出典） 総務省「マイナンバーカード交付状況について」を基に作成

郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付の利用状況

令和7年9月15日時点	導入団体	対象人口
	1,371	11,924万人

年度別交付通数

種別	住民票	住記載	印鑑	税	戸籍	附票	合計
R5年度	15,300,371	248,270	10,687,923	2,146,003	3,288,104	225,416	31,896,087
R6年度	17,129,178	286,754	12,173,744	2,679,033	3,185,593	243,293	35,697,595
R7年度	7,829,098	126,784	5,442,702	1,784,882	1,188,535	101,301	16,473,302

※ 令和7年度の数値は、令和7年9月15日時点のもの

マイナンバーカードを活用した自治体独自の取組（オンライン申請・コンビニ交付以外）

令和6年10月1日時点

サービス導入自治体数	R5年度	R6年度
	555	665

サービス件数	R5年度	R6年度
	792	1038

サービス 区分別 件数		R5年度	R6年度		R5年度	R6年度
	窓口DX	383	541	公共交通	19	21
	図書館	140	143	職員証	19	19
	印鑑登録	82	106	施設利活用	10	16
	医療・健康・子育て	35	41	防災・避難所	12	15
	その他	23	40	市民ポータル※2	10	14
	自動交付	29	40	選挙・投票所受付	7	10
	コミュニティサービス※1	21	27	行かない窓口※3	2	5

※1 地域通貨等 ※2 特段の取組に限る ※3 移動窓口（電子申請を除く）

（出典） デジタル庁調査を基に作成

【セキュリティ対策の徹底にかかる取組状況】

自治体における情報セキュリティ対策の実施状況の推移							
	年度	情報セキュリティ対策に係る組織体制・規定類を整備している自治体（％）					
	対策内容	全自治体	団体区分別				
			都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和4年度	CISOを任命	92.4	95.7	95.7	100.0	96.9	88.3
	CSIRTを整備	79.9	95.7	95.7	100.0	82.1	76.3
令和5年度	CISOを任命	93.6	97.9	100.0	100.0	98.6	88.9
	CSIRTを整備	80.8	100.0	95.7	100.0	82.9	77.2

(注1) 図中の値は、いずれも各年度の4月1日時点の値
 (注2) 「団体区分別」内の「市」は「指定都市以外の市」を指す
 (注3) CISO：最高情報セキュリティ責任者
 (注4) CSIRT：情報セキュリティインシデントに対処するための体制
 (出典) 総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和4年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和5年度）」を基に作成

【自治体の AI の利用推進にかかる取組状況】

AIの導入自治体の推移

年度	AI導入自治体 (%)		
	都道府県	指定都市	その他市区町村
令和4年度	100.0	100.0	44.8
令和5年度	100.0	100.0	49.9
令和6年度	100.0	100.0	57.9

AIの機能別導入状況の推移

年度	機能	AIの機能別導入状況 (件)		
		都道府県	指定都市	その他市区町村
令和4年度	音声認識	51	28	520
	文字認識	41	20	472
	チャットボットによる応答	52	19	268
	マッチング	7	3	92
	最適解表示	13	8	46
	画像・動画認識	13	12	71
	数値予測	3	4	13
	その他	18	11	54
令和5年度	音声認識	59	34	621
	文字認識	44	27	493
	チャットボットによる応答	57	21	291
	マッチング	10	4	92
	最適解表示	13	9	60
	画像・動画認識	15	9	70
	数値予測	3	2	8
	その他	18	12	88
令和6年度	音声認識	43	30	621
	文字認識	44	26	493
	チャットボットによる応答	50	17	291
	マッチング	6	6	92
	最適解表示	6	9	60
	画像・動画認識	11	16	70
	数値予測	7	2	8
	その他	21	12	88

(注) 図中の値は、いずれも各年度の12月31日時点の値

(出典) 総務省「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」を基に作成

【テレワークの推進にかかる取組状況】

地方公共団体におけるテレワーク導入状況

令和4年度	導入	未導入	R4年度中の 導入を検討	R5年度からの 導入を検討	R6年度からの 導入を検討	導入予定なし・ 未定
都道府県 [47]	47 (47) 100% (100%)	0 (0) 0% (0%)				
指定都市 [20]	20 (20) 100% (100%)	0 (0) 0% (0%)				
市区町村 [1,721]	1,083 (849) 62.9% (49.3%)	638 (872) 37.1% (50.7%)	46 2.7%	34 2.0%	16 0.9%	542 31.5%
301名以上 [564]	491 (432) 87.1% (77.7%)	73 (124) 12.9% (22.3%)	11 2.0%	10 1.8%	4 0.7%	48 8.5%
101名以上 300名以下 [680]	426 (310) 62.6% (46.1%)	254 (362) 37.4% (53.9%)	21 3.1%	16 2.4%	8 1.2%	209 30.7%
100名以下 [477]	166 (107) 34.8% (21.7%)	311 (386) 65.2% (78.3%)	14 2.9%	8 1.7%	4 0.8%	285 59.7%
合計 [1,788]	1,150 (916) 64.3% (51.2%)	638 (872) 35.7% (48.8%)	46 2.6%	34 1.9%	16 0.9%	542 30.3%
令和5年度	導入	未導入	R5年度中の 導入を検討	R6年度からの 導入を検討	R7年度からの 導入を検討	導入予定なし・ 未定
都道府県 [47]	47 (47) 100% (100%)	0 (0) 0% (0%)				
指定都市 [20]	20 (20) 100% (100%)	0 (0) 0% (0%)				
市区町村 [1,721]	1,035 (1,083) 60.1% (62.9%)	686 (638) 39.9% (37.1%)	19 1.1%	36 2.1%	11 0.6%	620 36.0%
301名以上 [553]	448 (491) 81.0% (87.1%)	105 (73) 19.0% (12.9%)	12 2.2%	12 2.2%	4 0.7%	77 13.9%
101名以上 300名以下 [677]	419 (426) 61.9% (62.6%)	258 (254) 38.1% (37.4%)	3 0.4%	16 2.4%	5 0.7%	234 34.6%
100名以下 [491]	168 (166) 34.2% (34.8%)	323 (311) 65.8% (65.2%)	4 0.8%	8 1.6%	2 0.4%	309 62.9%
合計 [1,788]	1,102 (1,150) 61.6% (64.3%)	686 (638) 38.4% (35.7%)	19 1.1%	36 2.0%	11 0.6%	620 34.7%
令和6年度	導入	未導入	R6年度中の 導入を検討	R7年度からの 導入を検討	R8年度からの 導入を検討	導入予定なし・ 未定
都道府県 [47]	47 (47) 100% (100%)	0 (0) 0% (0%)				
指定都市 [20]	20 (20) 100% (100%)	0 (0) 0% (0%)				
市区町村 [1,721]	1,057 (1,035) 61.4% (60.1%)	664 (686) 38.6% (39.9%)	9 0.5%	32 1.9%	17 1.0%	606 35.2%
301名以上 [564]	465 (448) 82.4% (81.0%)	99 (105) 17.6% (19.0%)	4 0.7%	7 1.2%	3 0.5%	85 15.1%
101名以上 300名以下 [675]	426 (419) 63.1% (61.9%)	249 (258) 36.9% (38.1%)	3 0.4%	18 2.7%	9 1.3%	219 32.4%
100名以下 [482]	166 (168) 34.4% (34.2%)	316 (323) 65.6% (65.8%)	2 0.4%	7 1.5%	5 1.0%	302 62.7%
合計 [1,788]	1,124 (1,102) 62.9% (61.6%)	664 (686) 37.1% (38.4%)	9 0.5%	32 1.8%	17 1.0%	606 33.9%

(注1) 数値は各年度10月1日時点のもの

(注2) 上段は団体数、下段は割合

(注3) () 内は前回調査の数値

(注4) 「導入」は、「正式に導入している」、「試験的・実験的に導入」の合計を指す。

(注5) 「市区町村」は、一般行政職員数別に分類し内訳を表示

(出典) 総務省「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査（令和4年度）」、「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査（令和5年度）」、「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査（令和6年度）」を基に作成

【デジタルデバйд対策にかかる取組状況】

自治体のデジタルデバйд対策の実施状況の推移

年度		デジタルデバйд対策を実施している自治体（％）					
		全自治体	団体区分別				
			都道府県	特別区	指定都市	市	町村
令和4年度		55.7 (996団体)	83.0 (39団体)	95.7 (22団体)	100.0 (20団体)	73.7 (569団体)	37.4 (346団体)
	講座等の開催	89.5 (891団体)	69.2 (27団体)	100.0 (22団体)	100.0 (20団体)	90.3 (514団体)	89.0 (308団体)
	人材の育成	9.1 (91団体)	46.2 (18団体)	22.7 (5団体)	35.0 (7団体)	7.9 (45団体)	4.6 (16団体)
	デジタル機器の購入等の補助	5.6 (56団体)	2.6 (1団体)	13.6 (3団体)	5.0 (1団体)	5.8 (33団体)	5.2 (18団体)
	団体への支援	8.3 (83団体)	35.9 (14団体)	13.6 (3団体)	20.0 (4団体)	8.4 (48団体)	4.0 (14団体)
	情報アクセシビリティの向上	34.4 (343団体)	38.5 (15団体)	81.8 (18団体)	65.0 (13団体)	42.0 (239団体)	16.8 (58団体)
	その他	4.8 (48団体)	12.8 (5団体)	4.5 (1団体)	10.0 (2団体)	4.2 (24団体)	4.6 (16団体)
		69.7 (1241団体)	93.6 (44団体)	95.7 (22団体)	100.0 (20団体)	86.7 (665団体)	53.1 (490団体)
	講座等の開催	93.3 (1158団体)	72.7 (32団体)	100.0 (22団体)	100.0 (20団体)	94.7 (630団体)	92.7 (454団体)
	相談窓口の設置	15.6 (194団体)	22.7 (10団体)	40.9 (9団体)	30.0 (6団体)	15.2 (101団体)	13.9 (68団体)
令和5年度	人材の育成	12.2 (151団体)	43.2 (19団体)	27.3 (6団体)	55.0 (11団体)	12.2 (81団体)	6.9 (34団体)
	デジタル機器の購入等の補助	7.3 (90団体)	15.9 (7団体)	40.9 (9団体)	15.0 (3団体)	7.2 (48団体)	4.7 (23団体)
	団体への支援	10.7 (133団体)	43.2 (19団体)	27.3 (6団体)	40.0 (8団体)	12.5 (83団体)	3.5 (17団体)
	情報アクセシビリティの向上	36.0 (447団体)	47.7 (21団体)	77.3 (17団体)	90.0 (18団体)	46.8 (311団体)	16.3 (80団体)
	その他	4.4 (55団体)	31.8 (14団体)	4.5 (1団体)	35.0 (7団体)	3.0 (20団体)	2.7 (13団体)
		72.9 (1298団体)	87.2 (41団体)	100.0 (23団体)	100.0 (20団体)	87.2 (669団体)	59.0 (545団体)
	講座等の開催	91.2 (1184団体)	63.4 (26団体)	100.0 (23団体)	100.0 (20団体)	92.7 (620団体)	90.8 (495団体)
	相談窓口の設置	20.8 (270団体)	17.1 (7団体)	52.2 (12団体)	55.0 (11団体)	19.1 (128団体)	20.6 (112団体)
	人材の育成	10.7 (139団体)	36.6 (15団体)	26.1 (6団体)	55.0 (11団体)	11.4 (76団体)	5.7 (31団体)
	デジタル機器の購入等の補助	7.2 (94団体)	9.8 (4団体)	26.1 (6団体)	15.0 (3団体)	6.7 (45団体)	6.6 (36団体)
令和6年度	団体への支援	7.2 (94団体)	39.0 (16団体)	21.7 (5団体)	35.0 (7団体)	8.7 (58団体)	1.5 (8団体)
	情報アクセシビリティの向上	32.0 (415団体)	41.5 (17団体)	78.3 (18団体)	80.0 (16団体)	43.2 (289団体)	13.8 (75団体)
	その他	4.1 (53団体)	26.8 (11団体)	4.3 (1団体)	20.0 (4団体)	4.0 (27団体)	1.8 (10団体)

（注1） 図中の値は、いずれも各年度の4月1日時点の値

（注2） 「団体区分別」内の「市」は「指定都市以外の市」を指す

（注3） 「対策内容」における割合を示す数値は、実施自治体数を母数として算出

（注4） 講座等の開催：スマホやタブレット等のデジタル機器やサービスの利用方法を教える講座等の開催

（注5） 相談窓口の設置：スマホやタブレット等のデジタル機器やサービスの利用方法を教える相談窓口の設置（令和5年度より調査を開始したもの）

（注6） 人材の育成：デジタル活用を教えることができる人材の育成

（注7） 団体への支援：デジタルデバйд対策に取り組む団体への支援

（注8） 情報アクセシビリティの向上：他言語翻訳、自動読み上げ等のデジタルツールを用いた情報発信、窓口対応

（出典）総務省「自治体DX・情報化推進概要（令和4年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和5年度）」、「自治体DX・情報化推進概要（令和6年度）」を基に作成

別紙２ 主な取組スケジュール

	2025年度 (R7年度) 1～3月	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
推進体制の構築	デジタル人材の確保・育成 に係る方針の策定					
	方針に基づく計画的な人材の確保・育成					
自治体フロントヤード 改革の推進	都道府県と 市町村が連 携したDX 推進体制の 構築	・ 「自治体DXアクセラレータ」を中心とした 市町村支援のための人材プール構築・拡充 ・ 設定したテーマに基づく計画的な取組の進行				
	自治体フロントヤード改革手順書による取組の横展開、取組状況の見える化 改革のプロセス・効果等を普及啓発	取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。				
地方公共団体情報シ ステムの標準化	自治体DXアクセラレータの創出、効果検証、手順書改訂					
	デジタル基盤改革支援基金による標準準拠システムへの移行経費の支援					
「国・地方デジタル共 通基盤の整備・運用に 関する基本方針」に基 づく共通化等の推進	特定移行支援システムにおける標準準拠システムへの移行					
	経過措置の対象となった機能の 標準化基準への適合					
公金収納におけるeL- QRの活用	共通化対象（R7年度決定分）に係る共通化推進方針に基づく共通化の推進					
	共通化対象（R8年度決定分） の決定	共通化対象（R8年度決定分）に係る共通化推進方針に基づく共通化の推進				
		共通化対象（R9年度決定分） の決定	共通化対象（R9年度決定分）に係る共通化推進 方針に基づく共通化の推進			
	令和8年9月の開始に 向けた取組	未導入団体における導入の検討 導入済み団体における対象公金拡大の検討				
		【令和8年9月】 ・ 団体ごとにeL- QRを用いた公金収 納が開始。				

	2025年度 (R7年度) 1～3月	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
マイナンバーカードの 取得支援・利用の推進	申請環境及び交付体制の整備					
セキュリティ対策の徹底	自治体情報セキュリティクラウドの 移行					
	地方公共団体における情報セ キュリティポリシーに関する ガイドラインの周知		改定	改定	改定	
自治体のAIの利用推進	自治体DX推進参考事例集の拡充による横展開					
	国・地方 AI 共通 サービスの検討					
テレワークの推進	小規模団 体の事例 展開					
	毎年の取組状況調査結果を踏まえた周知・啓発					